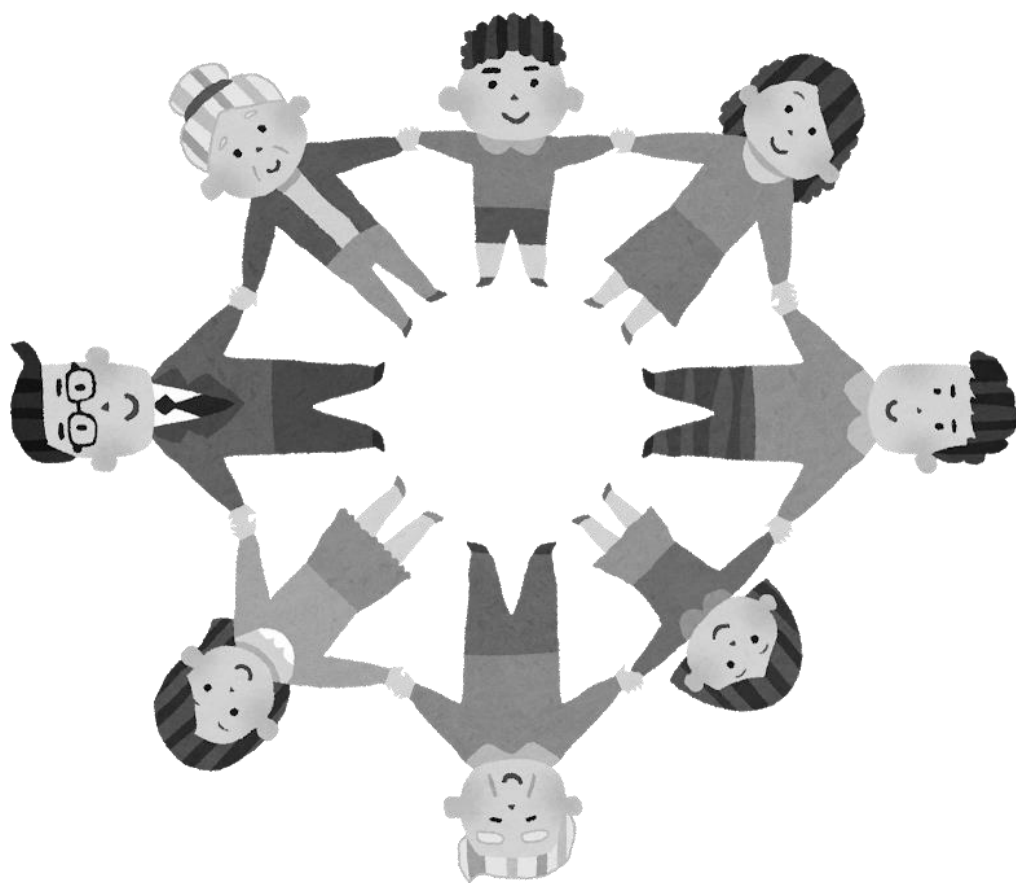


# 清瀬市 子ども・子育て支援総合計画



令和2年3月

清瀬市



## はじめに

清瀬市は、「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」をまちづくりの基本理念に掲げ子どもたちの健やかな育ちと子育てを支える地域社会の構築を目指しています。

わが国の急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、乳幼児の保育、教育など、子どもを取り巻く環境は著しく変化し、保育園の待機児童の解消など、子育て環境の充実が求められています。



このような状況の中、本市では、平成27年3月に教育・保育サービスの提供見込み量とその確保の方策を主な内容とする「清瀬市子ども・子育て支援事業計画」を、平成29年3月に時代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を整備するため「清瀬市新次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

これらの計画が令和元年度で計画期間終了となることに伴い、近年の社会状況や清瀬市の子どもたちを取り巻く現状と現計画の進捗状況を踏まえ、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「清瀬市子ども・子育て支援総合計画」を策定しました。

「清瀬市子ども・子育て支援総合計画」は、本市の子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進するため、「清瀬市新次世代育成支援行動計画（後期計画）」と「第2次清瀬市子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画であり、今後5年間の市の目指す姿を示すものであります。

子どもたちの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の活力ある社会の担い手の育成にもつながるものであります。今後、市民の皆様、幼稚園、保育園、NPO法人など子ども・子育て支援事業者や団体等と行政が力を合わせ、協働・連携することにより、本計画の実現に向けて努めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見や市民意向調査にお答えいただいた市民の皆様、長期間にわたりご審議いただきました清瀬市子ども・子育て会議委員の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

清瀬市長 **澁谷 金太郎**





# 目 次

## 第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 新たな計画の位置づけ	2
(2) 他の計画との関係	2
3. 新制度における事業の概要	3
(1) 新制度の全体像	3
(2) 保育の必要性の認定（保育標準時間・保育短時間）について	4
4. 計画期間	5
5. 策定体制	6
(1) 清瀬市子ども・子育て会議の設置	6
(2) 市民意向調査	6
(3) パブリック・コメント	6

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 子育て家庭を取り巻く環境	7
(1) 少子化の推移	7
(2) 世帯人員数と世帯構造	9
(3) 就労の状況	10
2. 清瀬市での子育てにおける満足度（市民意向調査結果から）	13
(1) 就学前の調査結果	13
(2) 小学生の調査結果	15

## 第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念（目標像）	17
2. 計画の基本目標	18
3. 計画の展開（施策の体系）	19

## 第4章 具体的な取り組み内容（行動計画）

1. 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のないサポート体制の整備	20
（1）妊娠・出産前後に関する支援の充実	20
（2）子どもの健康の保持・増進	22
2. 地域の子育て力・家庭の教育力を育むまちづくり	25
（1）子どもたちの遊び場・居場所づくり	25
（2）地域ぐるみの青少年育成	29
3. 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実	31
（1）特に配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実	31
（2）子どもの貧困対策	32

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定	34
2. 量の見込みと確保方策	34
3. 清瀬市の将来児童数の推計	36
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策	37
（1）市内の教育・保育施設の現状	37
（2）量の見込みと確保方策	41
① 1号認定（3歳以上で教育希望）の量の見込みと確保方策	41
② 2号認定（3歳以上で保育が必要な者のうち、教育の利用の希望が強い者） の量の見込みと確保方策	42
③ 2号認定（3歳以上で保育が必要な者のうち、保育園希望）の量の見込み と確保方策	43
④ 3号認定（0歳で保育が必要）の量の見込みと確保方策	44
⑤ 3号認定（1・2歳で保育が必要）の量の見込みと確保方策	45
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	46
（1）利用者支援事業	46
（2）地域子育て支援拠点事業	47
（3）妊婦健康診査	48
（4）乳児家庭全戸訪問事業	49

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク支援事業（その他 要保護児童等の支援に資する事業）	50
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	52
(7) ファミリー・サポート・センター事業	53
(8) 一時預かり事業（幼稚園型・幼稚園型以外）	54
(9) 延長保育事業（時間外保育）	56
(10) 病児・病後児保育事業等	57
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	58
(12) 実費徴収に係る補足給付事業	60
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	60
6. 幼児教育・保育等の質の確保・向上	61

## 第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進	62
2. 計画の進行管理	63
3. 地域等との連携	63

## 資料編

清瀬市子ども・子育て会議設置条例	67
清瀬市子ども・子育て会議委員名簿	68
策定経過	69





# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景と目的

少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来を受け、国や地方自治体、地域をあげて新たな支え合いの仕組みを構築することが時代の要請となっています。

子育て家庭を取り巻く環境として、核家族化や地域のつながりの希薄化の進行に伴い、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、こうした状況が児童虐待増加の一因となっているとも指摘されています。また、社会や経済の環境変化、市民の生活様式・価値観の多様化により、共働きの家庭が増加するなかで、いわゆる待機児童解消が喫緊の課題となっています。

このような状況のなか、国は平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、本市では、それに基づく市町村行動計画のもと総合的な施策を推進しているところです。さらに、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法等）」が制定され、それに基づき平成27年から「子ども・子育て支援新制度」が施行されています。新制度では、基礎自治体である市町村が実施主体として、地域における子ども・子育て支援の充実等の取り組みを進めていくこととなります。

現在、幼児教育・保育の無償化や働き方改革の推進など、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。また、待機児童の解消や児童の放課後の居場所の確保、さらには児童虐待や子どもの貧困といった多様な課題の解決に向けて、さまざまな取り組みを進めていく必要があります。

本市ではこれまで、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「清瀬市新次世代育成支援行動計画（前期計画）」及び子ども・子育て支援法第61条に基づく「清瀬市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援等の具体的内容を定め、課題解決に向けた取り組みを進めてきました。

このたび、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、「清瀬市新次世代育成支援行動計画（後期計画）」及び「第2次清瀬市子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画として、「清瀬市子ども・子育て支援総合計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 新たな計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」(以下「法」といいます。)第61条に基づき策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「母子保健計画」、「子どもの貧困対策計画」を包含した計画とします。

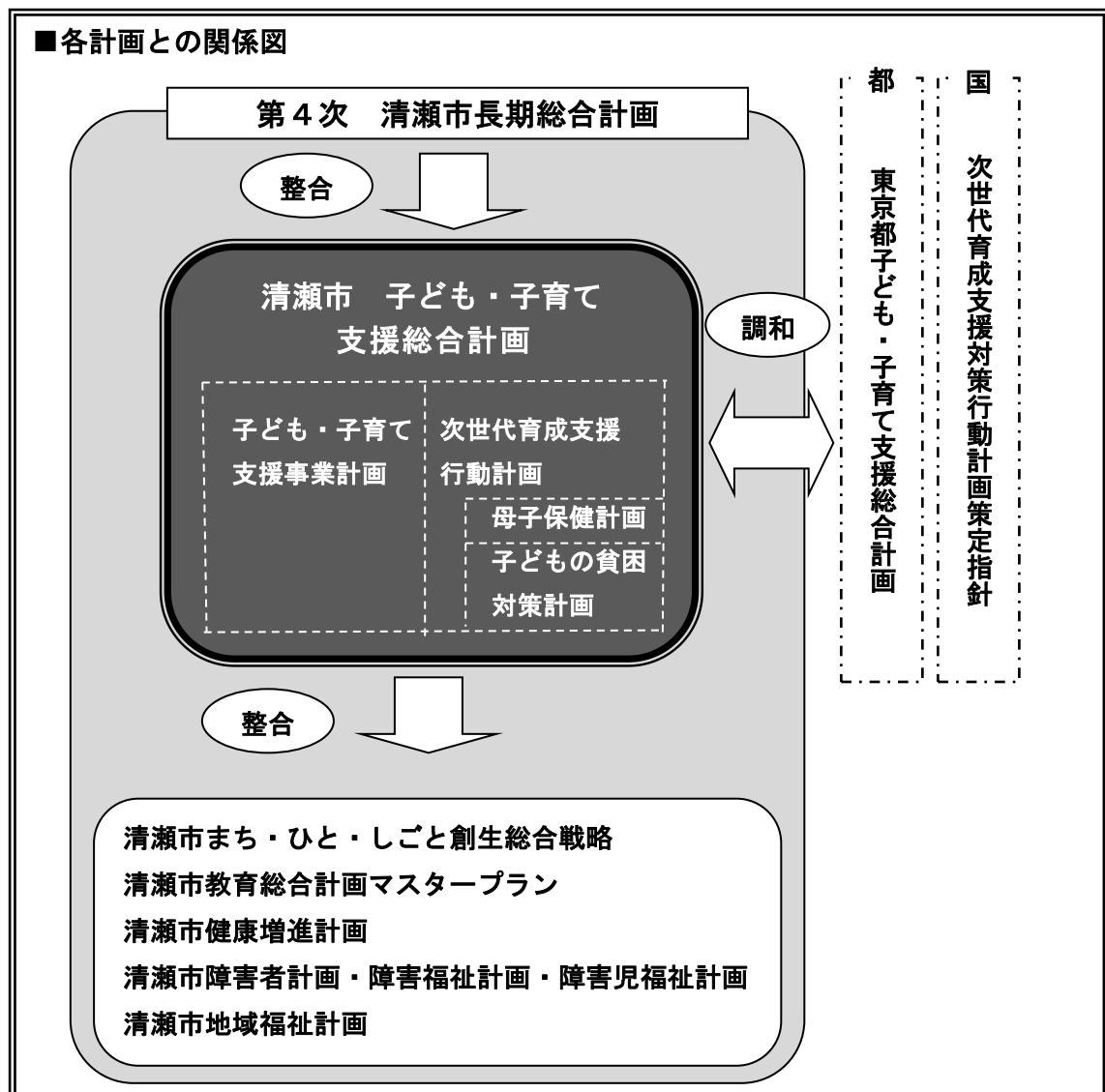
策定にあたっては、法に基づく基本指針を踏まえます。

### (2) 他の計画との関係

本計画は、国及び東京都それぞれが策定した関連計画を踏まえるものとします。

また、上位計画である「清瀬市長期総合計画」の部門別計画として位置づけるとともに、各種関連計画との整合を図ります。

本計画は児童福祉法に基づく「市町村整備計画(保育園等の整備に関する計画)」としての位置づけも併せ持ちます。



### 3. 新制度における事業の概要

#### (1) 新制度の全体像

新制度は大きく「子ども・子育て支援給付事業」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

##### ①子ども・子育て支援給付事業

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

##### ●施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育園」の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

ア. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

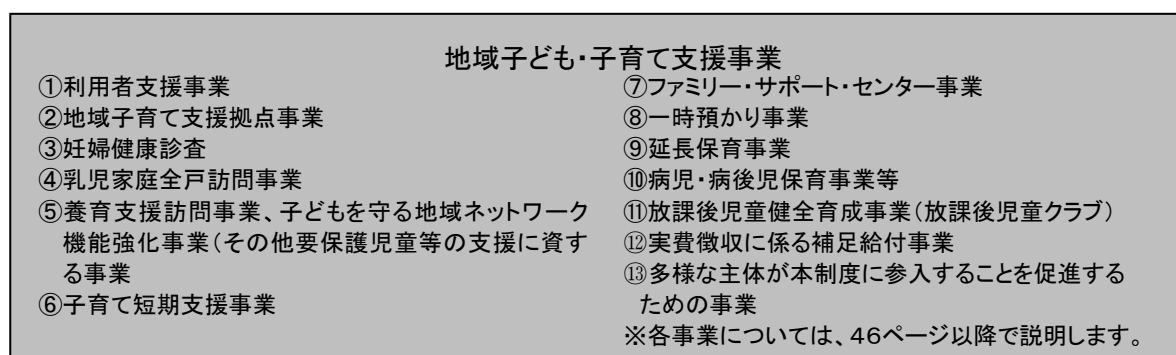
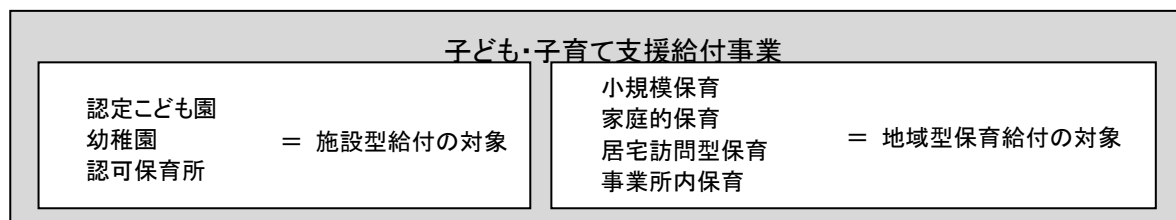
イ. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

##### ●地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4種類から構成されます。

##### ②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で定められており、交付金の対象となります。



## (2) 保育の必要性の認定（保育標準時間・保育短時間）について

### ① 保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援新制度」においては、市町村が客観的基準に基づき「保育の必要性」を認定します。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育施設

### ② 保育標準時間と保育短時間について

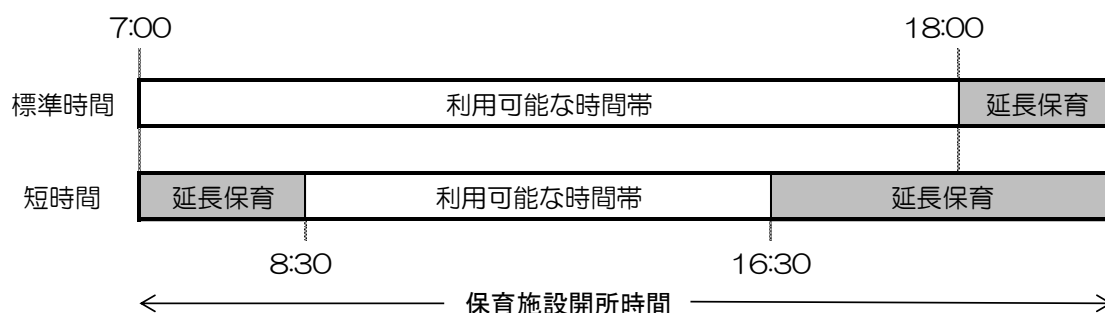
保育の必要性の認定については、保育標準時間（11時間保育）と保育短時間（8時間保育）の区分を設定します。

保育時間	就労時間の下限
保育標準時間（11時間保育）	1か月 120時間以上
保育短時間（8時間保育）	1か月 48時間以上 120時間未満

### ③ 保育短時間の利用時間の考え方

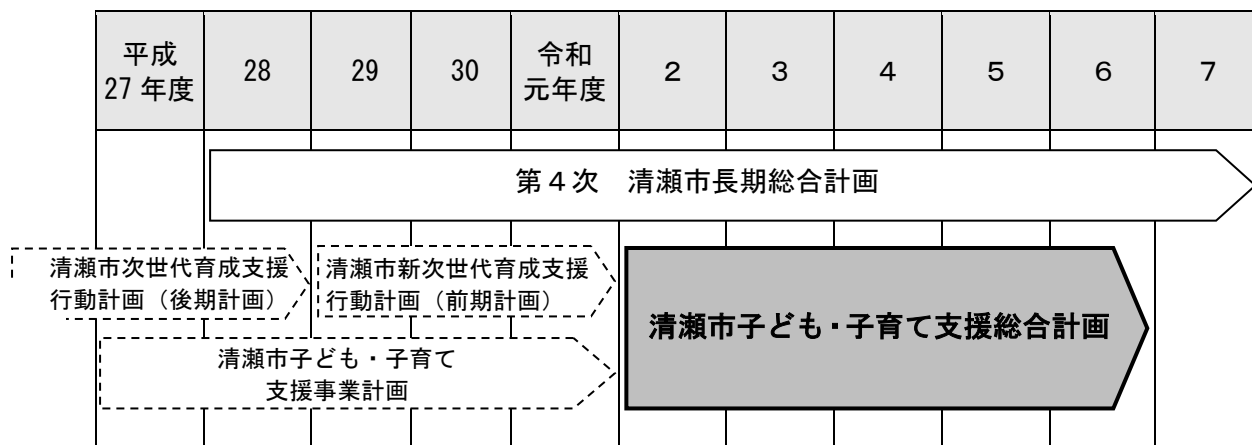
保育短時間認定の子どもの保育時間（利用時間）については、一律の時間帯を設定し、その時間帯以外の利用については延長保育となります。清瀬市では保育短時間の利用時間を8時30分～16時30分とします。

#### 《延長保育対象時間》



## 4. 計画期間

本計画は、法の規定に基づき5年を一期とし、令和2年度から令和6年度までの5年間に計画期間とします。



## 5. 策定体制

### (1) 清瀬市子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたっては、法において市町村に設置することが努力義務化されている「審議会その他の合議制の機関」として「清瀬市子ども・子育て会議」を設置しました。

当会議では法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に関する調査審議を行うほか、教育・保育施設の利用定員数を決め、本市における当該施策の実施状況などについて調査審議しますが、そこでの意見を踏まえて計画を策定しました。

また、次世代育成支援行動計画（後期計画）については、児童センター運営委員会で前期計画の中間見直しを行い、その意見を踏まえて策定しました。

### (2) 市民意向調査

計画の策定に先立ち就学前児童や小学生の保護者を対象に、子育ての実態や教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、平成30年10月に郵送による市民意向調査を行いました。

調査名	対象者	対象抽出方法	有効回収数 (有効回収率)
就学前児童調査	就学前児童の保護者 1,000人	住民基本台帳より 層化無作為抽出	505票 (50.5%)
小学生調査	小学生の保護者 600人		287票 (47.8%)

### (3) パブリック・コメント

計画素案に対して、市民の皆さまから幅広く意見をいただくために、令和元年12月23日から令和2年1月16日までパブリック・コメントを実施しました。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

### 1. 子育て家庭を取り巻く環境

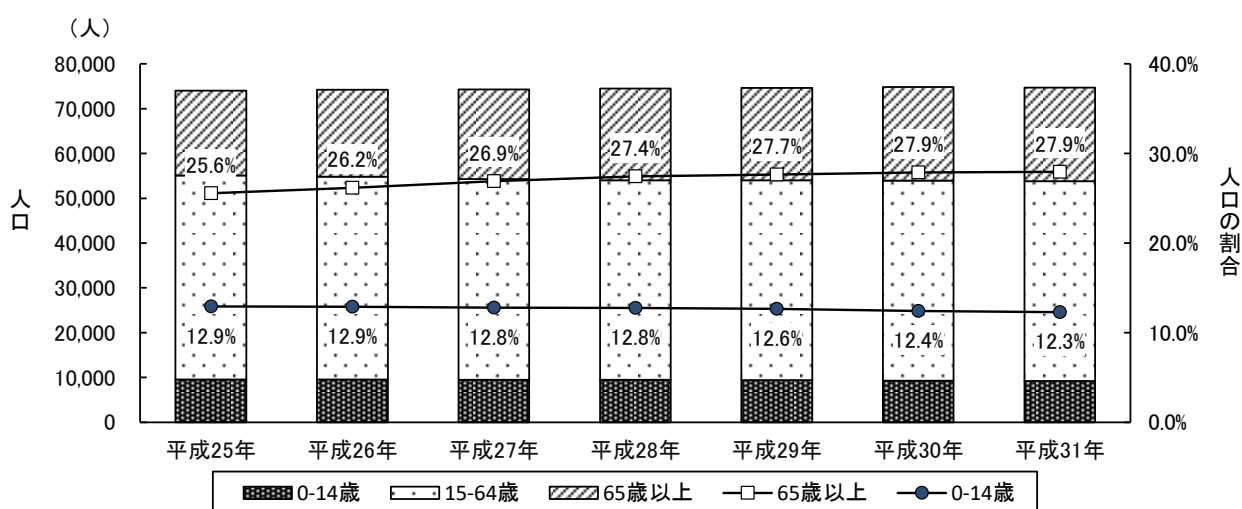
#### (1) 少子化の推移

- 人口推計では、就学前児童人口及び6～14歳人口いずれも減少が見込まれます。
- 出生数、合計特殊出生率ともに、若干の減少となっています。

本市の人口は平成30年までは増加傾向にありましたが、平成31年で微減となり、平成31年4月1日現在の住民基本台帳では、74,714人となっています。

全人口に占める14歳以下の割合は、平成25年には12.9%でしたが、平成31年には12.3%に低下し、9,173人となっています。一方、65歳以上の割合は、平成25年の25.6%から平成31年には27.9%となりました。65歳以上の割合が14歳以上の割合を上回り、その差は開き続けています。

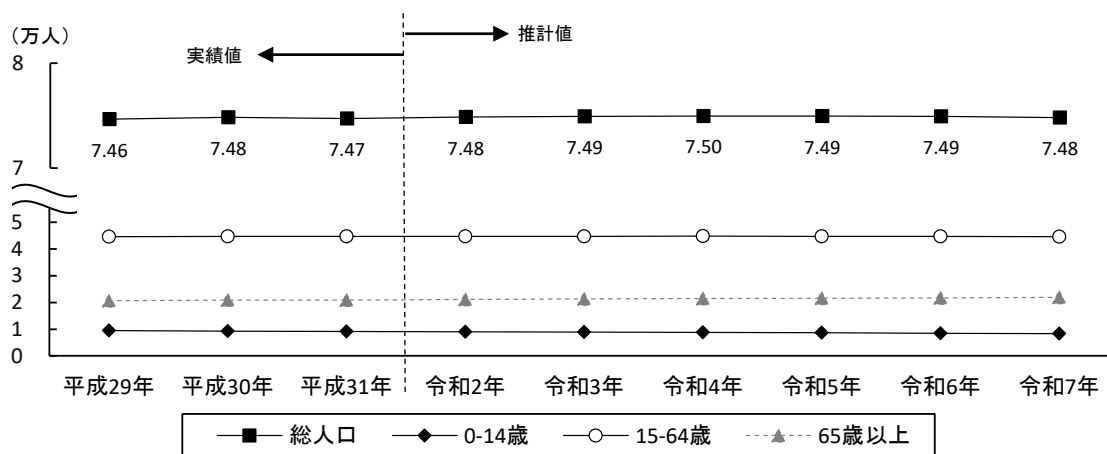
年齢3区分別人口の推移（清瀬市）





本市の就学前児童（0歳～5歳）及び6～14歳の人口は、平成29年以降緩やかに減少傾向にあります。令和2年以降の人口推計においても、就学前児童の人口は減少傾向にあり、全体の人口は概ね横ばいで推移しています。

就学前児童人口の推移と推計人口（清瀬市）

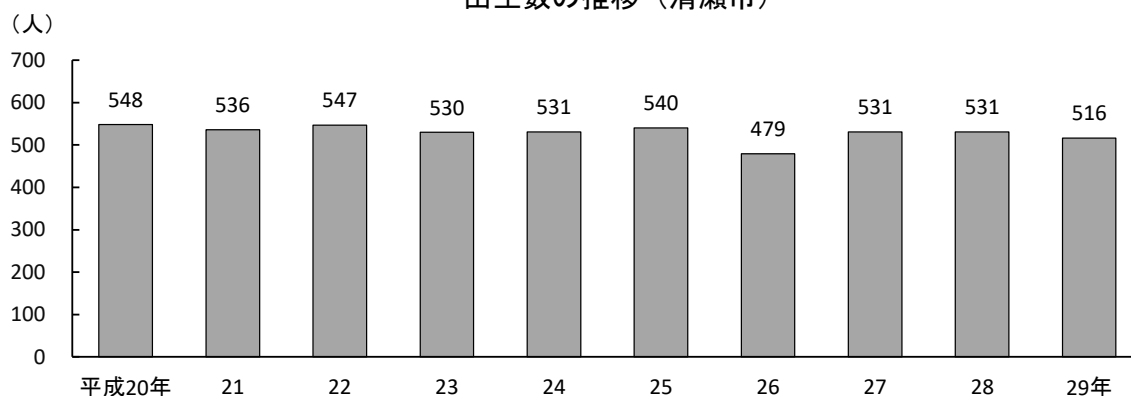


	←実績			推計→						(単位:人)
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
総人口	74,642	74,835	74,714	74,843	74,923	74,958	74,950	74,911	74,812	
0-14歳	9,438	9,288	9,173	9,024	8,889	8,742	8,625	8,487	8,335	
15-64歳	44,555	44,683	44,664	44,733	44,726	44,770	44,725	44,691	44,620	
65歳以上	20,649	20,864	20,877	21,087	21,307	21,447	21,600	21,732	21,857	

資料：住民基本台帳、企画課資料

本市の出生数は、平成26年に479人に減少しましたが、概ね500人程度で推移しており、平成29年で516人となっています。

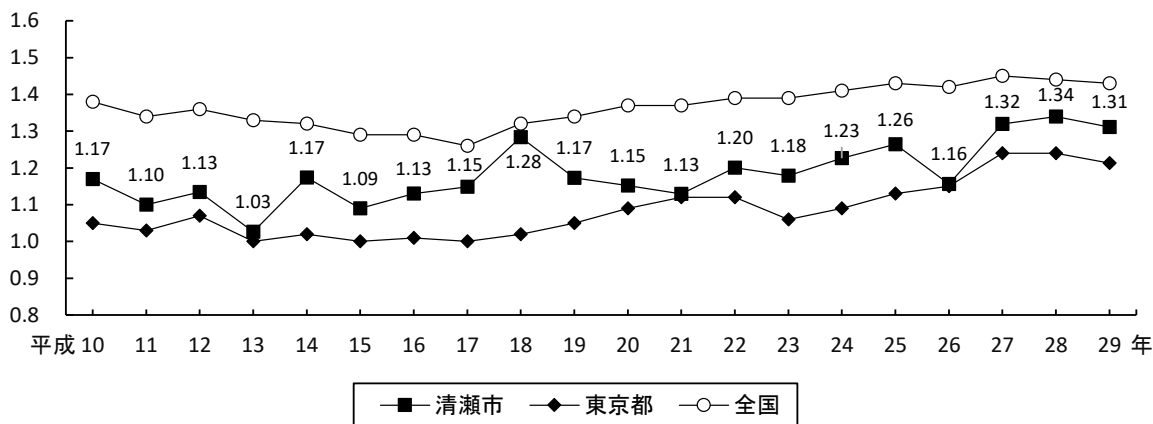
出生数の推移（清瀬市）



資料：人口動態統計（東京都福祉保健局）

本市の合計特殊出生率は、平成 23 年以降、26 年を除いて概ね増加傾向になっており、平成 29 年は 28 年からやや減少して 1.31 となっています。全国の 1.45 と比べると低くなっていますが、東京都の 1.24 より高くなっています。

合計特殊出生率の推移（全国、東京都、清瀬市）



資料：人口動態統計（清瀬市、東京都：東京都福祉保健局、全国：厚生労働局）

※ 合計特殊出生率とは各年次の出生の水準を表す最も代表的な指標。  
（資料編・用語集を参照）

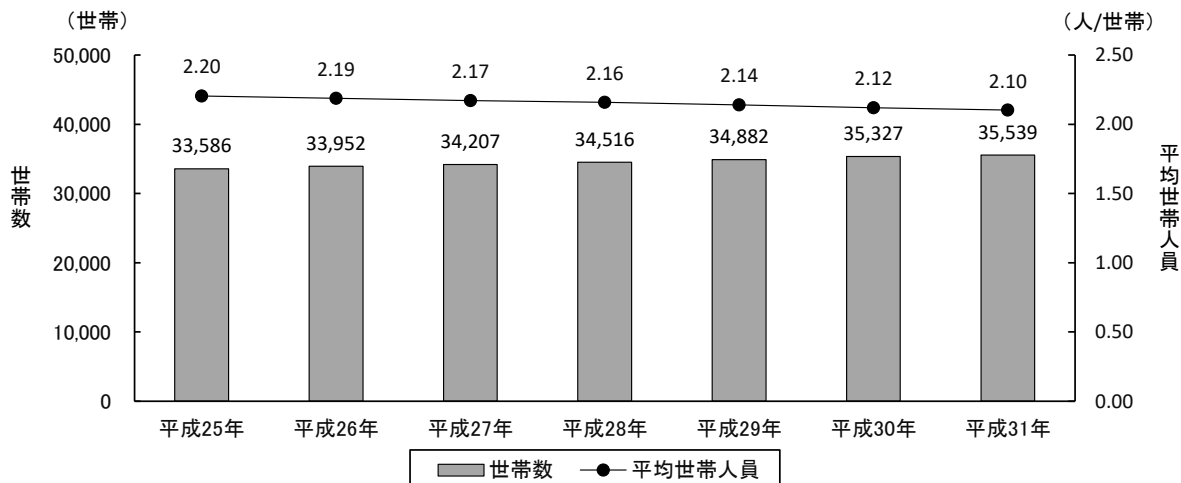
## （２）世帯人員数と世帯構造

- 清瀬市の世帯数は増加傾向にありますが、平均世帯人員は減少しています。
- 18歳未満の子どもがいる家庭の91.9%が核家族世帯となっています。

### ア. 世帯数

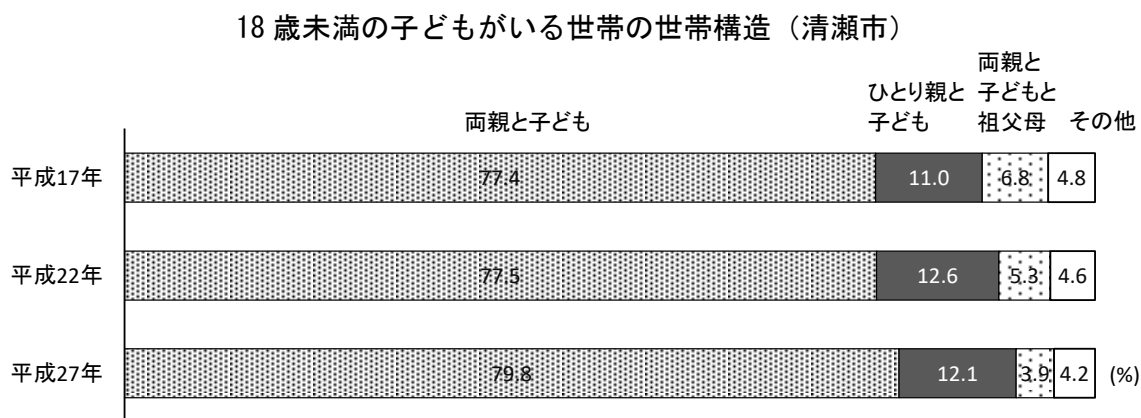
本市の世帯数は増加傾向にあり、平成 31 年 4 月 1 日現在では 3.6 万世帯です。平均世帯人員数は核家族化の進展により減少が続き、2.10 人となっています。

世帯数と平均世帯人員数の推移（清瀬市）



## イ. 世帯構造

本市における18歳未満の子どもがいる世帯の世帯構造は、「両親と子どもと祖父母」世帯のような3世代世帯の割合が減少し、「両親と子ども」と「ひとり親と子ども」を合わせた核家族世帯の割合が増えています。平成27年では核家族世帯が全体の91.9%を占めています。

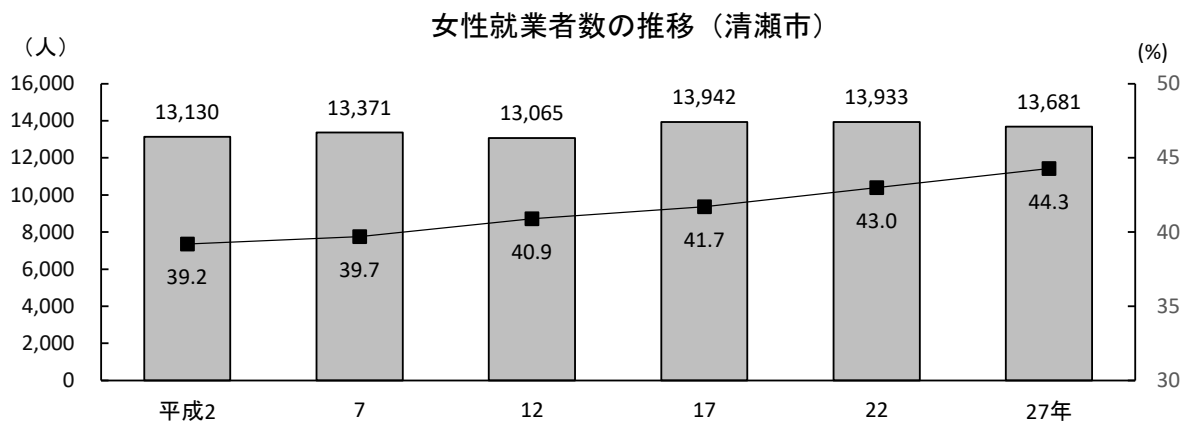


## (3) 就労の状況

- 清瀬市の女性就業者数が就業者全体に占める割合は年々増加し、44.3%となっています。
- 女性の子育て世代の就業率は高まっていますが、依然として35～39歳を底とした「M字型曲線」を描いています。
- 子どもがいる世帯の約半数が、共働き世帯となっています。
- 育児休業制度の取得率は、就労している母親のうち約8割と大きく増加しています。

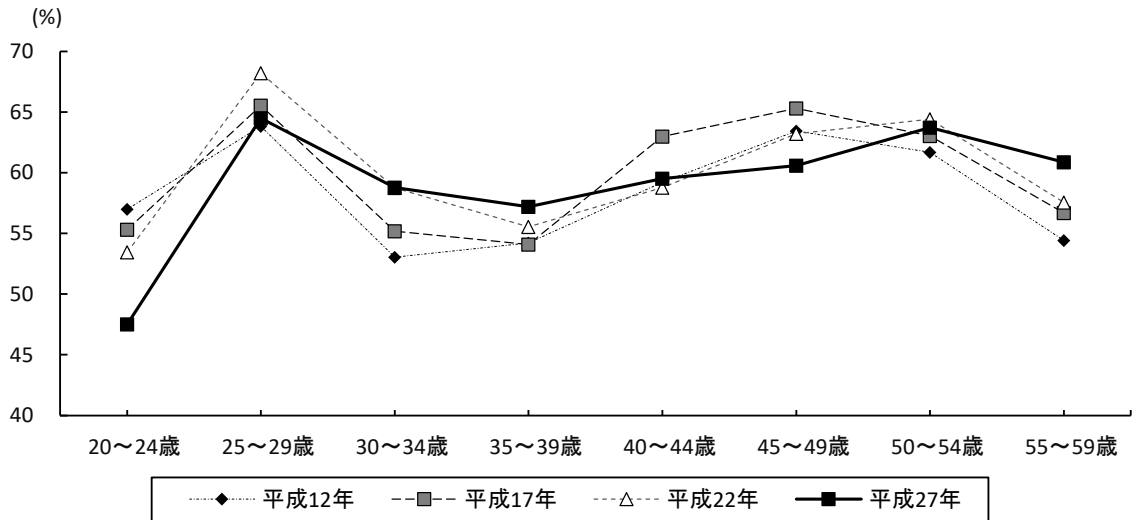
### ア. 女性の就労状況

本市の女性就業者数は平成17年をピークに減少しており、平成27年では、13,681人となっています。就業者全体に占める割合は増加しており、平成27年では、44.3%となっています。



本市の女性就業者は、30代を中心に結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する「M字型曲線」を描き推移しています。平成27年は、それ以前と比較して35～39歳の就業率が高くなっていますが、25～29歳の就業率が減少しています。

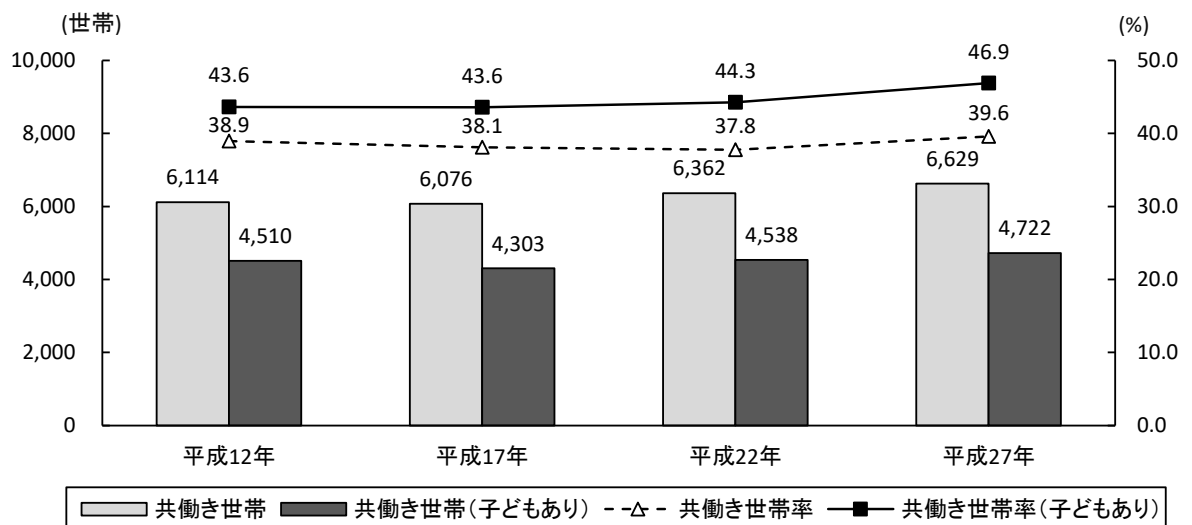
女性就業率の推移（清瀬市）



### イ. 共働き世帯の状況

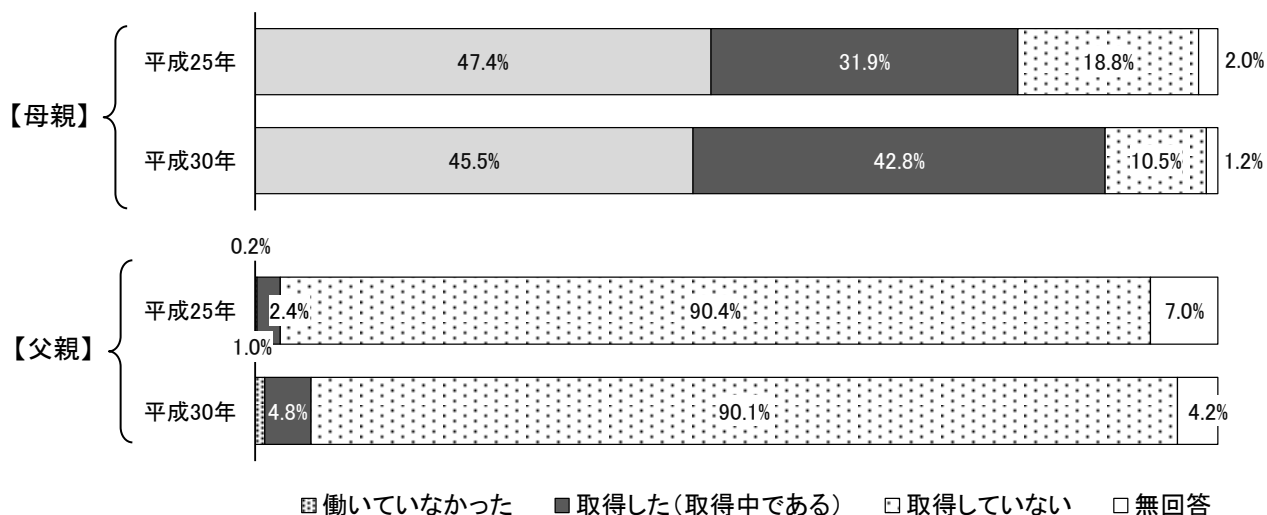
本市の共働き世帯数は平成17年以降一貫して増加しており、子どもあり世帯も同様の傾向となっています。世帯数に占める共働き世帯の比率をみると、子どもあり世帯が全体を上回って推移しており、平成27年には46.9%となっています。

共働き世帯数の推移（清瀬市）



## ウ. 育児休業制度の利用状況

就学前児童の保護者を対象とした市民意向調査によると、平成 30 年の育児休業制度の利用状況は、母親は「取得した（取得中である）」が 42.8%で、平成 25 年調査から 10.9 ポイント増加しています。父親は「取得した（取得中である）」が 4.8%で若干の増加となっています。母親は「働いていなかった」が 45.5%を占めているため、働いていた母親の約 80%が「取得した（取得中である）」こととなります。父親は「取得していない」が 90.1%となっています。



## 2. 清瀬市での子育てにおける満足度（市民意向調査結果から）

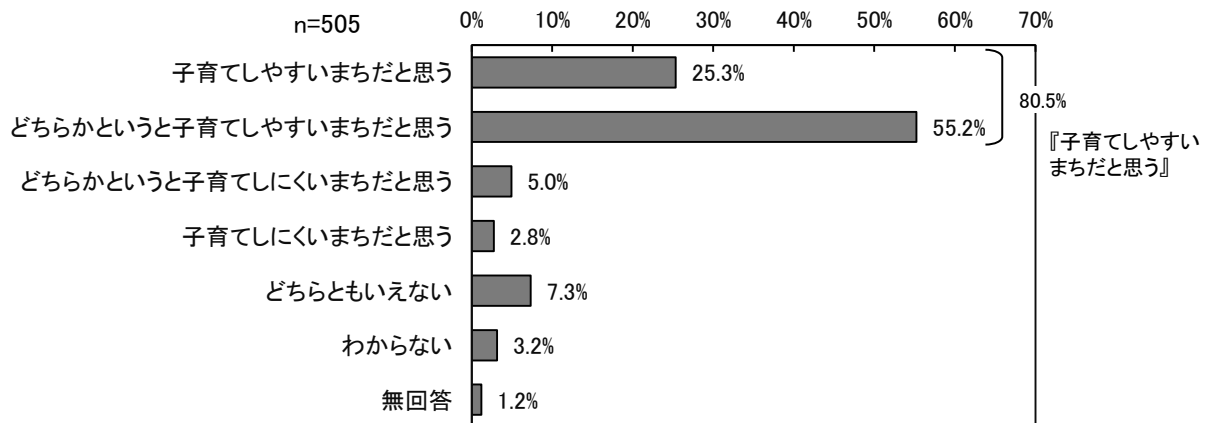
就学前及び小学生の保護者を対象として、平成 30 年度に行った意向調査結果と、前期計画策定時に行った意向調査結果（平成 25 年度）を比較しています。

### （1）就学前の調査結果

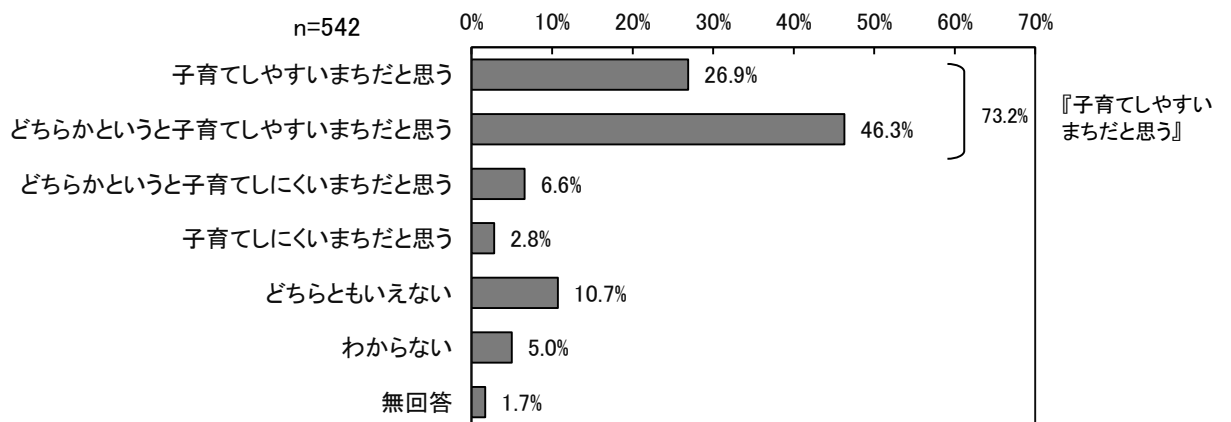
● 5 年前に比べて、『子育てしやすいまちだと思ふ』の割合が増えています。

「子育てしやすいまちだと思ふ」と「どちらかという子育てしやすいまちだと思ふ」を合わせた『子育てしやすいまちだと思ふ』は 80.5% で約 8 割となり、平成 25 年度の調査結果 73.2% を上回りました。

#### 【平成 30 年度の調査結果】



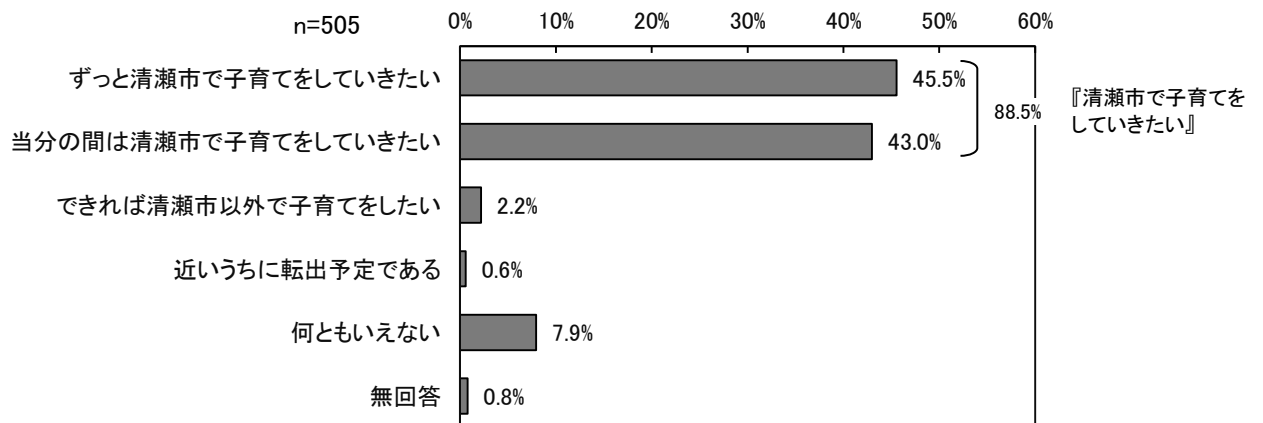
#### 【平成 25 年度の調査結果】



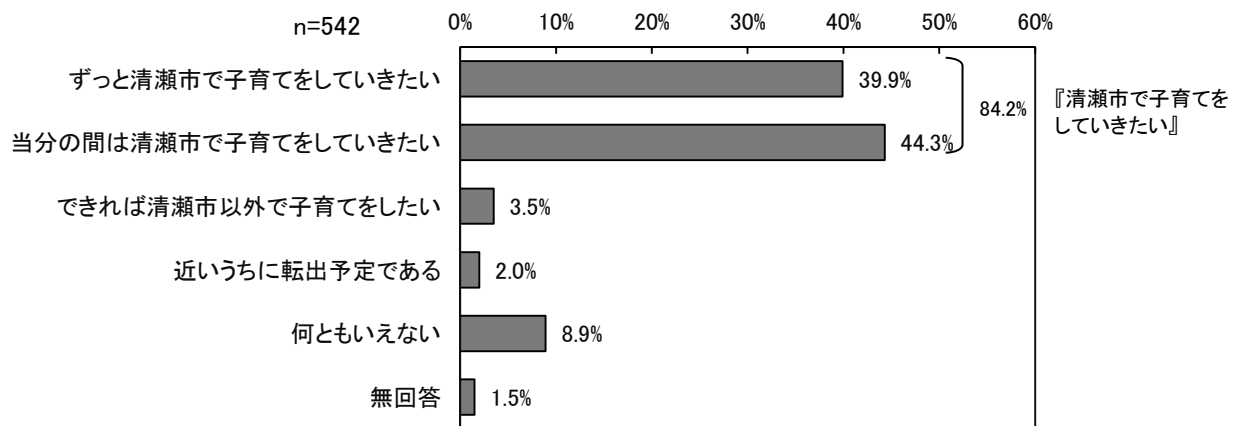
● 5年前に比べて、『今後も清瀬市で子育てをしていきたい』の割合が増えています。

「ずっと清瀬市で子育てをしていきたい」と「当分の間は清瀬市で子育てをしていきたい」を合わせた『清瀬市で子育てをしていきたい』割合は 88.5% となり、平成 25 年度の調査結果 84.2% を上回りました。

【平成 30 年度の調査結果】



【平成 25 年度の調査結果】

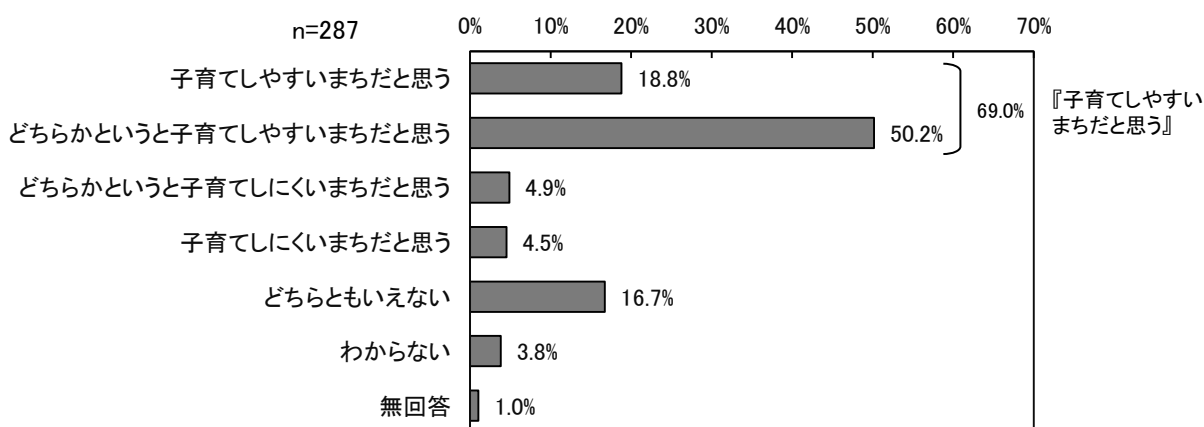


## (2) 小学生の調査結果

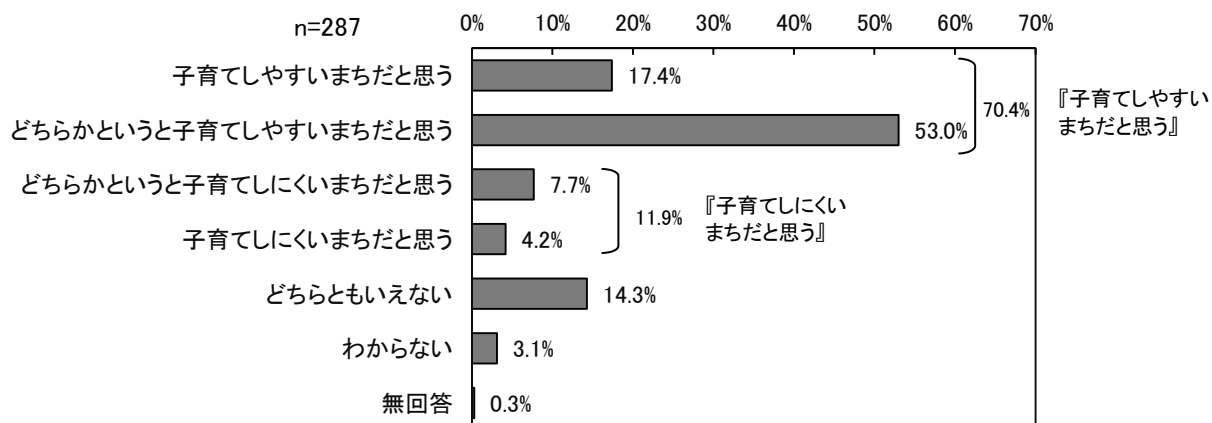
● 5年前に比べて、『子育てしやすいまちだと思ふ』の割合が減っています。

「子育てしやすいまちだと思ふ」と「どちらかという子育てしやすいまちだと思ふ」を合わせた『子育てしやすいまちだと思ふ』は 69.0%と約7割を占めましたが、平成25年度の調査結果をやや下回りました。

### 【平成30年度の調査結果】



### 【平成25年度の調査結果】

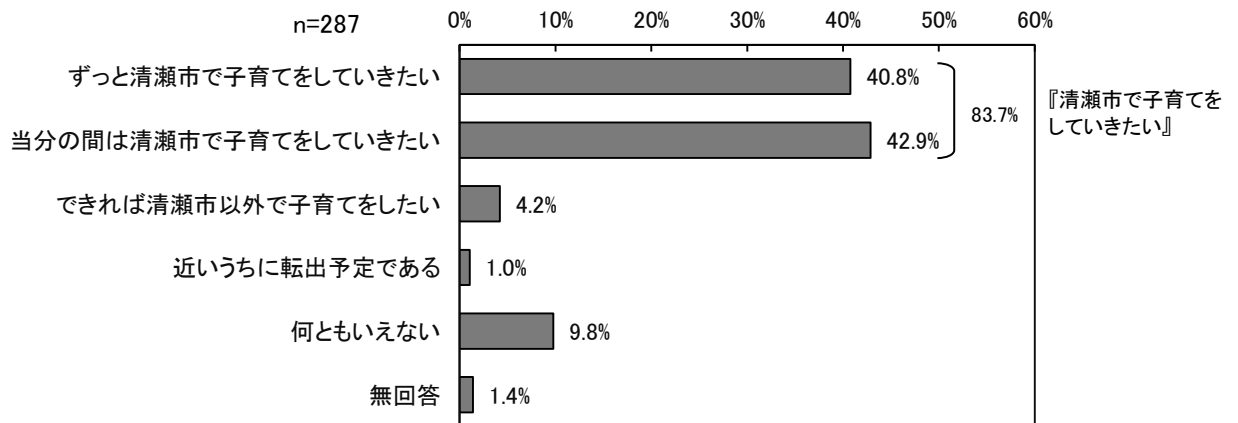




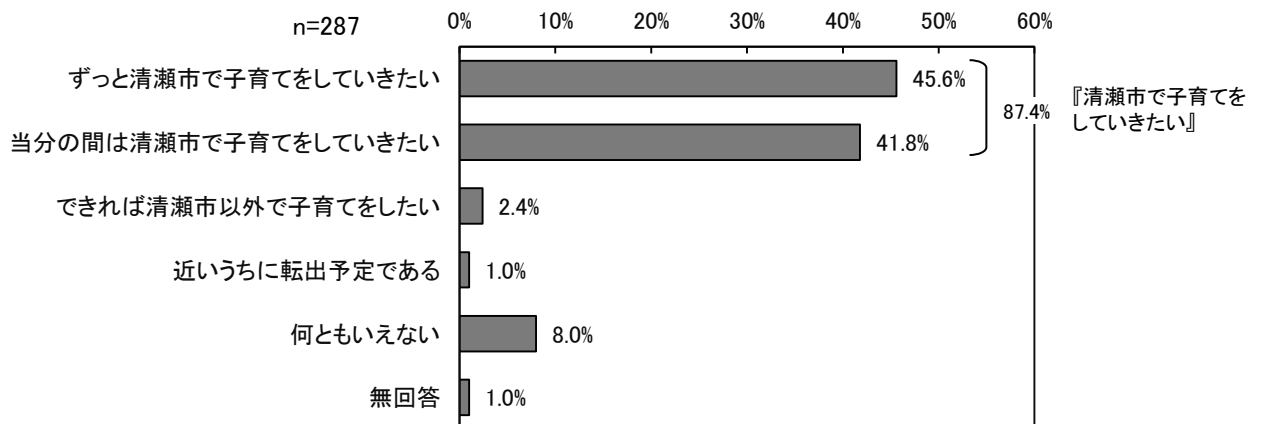
● 5年前に比べて、『今後も清瀬市で子育てをしていきたい』の割合が減っています。

「ずっと清瀬市で子育てをしていきたい」と「当分の間は清瀬市で子育てをしていきたい」を合わせた『清瀬市で子育てをしていきたい』割合は 83.7%となり、平成 25 年度の調査結果 87.4%を下回りました。

### 【平成 30 年度の調査結果】



### 【平成 25 年度の調査結果】



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念（目標像）

本市の地域づくりの最上位に位置づけられる計画である「第4次清瀬市長期総合計画」では、「人づくり」の分野として、「子どもたちを健やかに育むまち」となっています。

「第4次清瀬市長期総合計画」の内容も踏まえた上で、本計画の基本理念（目標像）は、前期計画に引き続き『子育て・子育てって楽しいな！』と思えるまちに」とし、“キャッチフレーズ”も前期計画に引き続き「子どもと家庭と地域のネットワークを応援する 安心と協働のまち きよせ」としました。

「子育て・子育て\*って楽しいな！」と思えるまちに

～ 子どもと家庭と地域のネットワークを応援する 安心と協働のまち きよせ ～

※「子育て」とは・・・

ここで言う「子育て」とは、「子どもたちが、小さい時から認められる場があり、大人とよく知り合って互いに学び合えるような環境の中で育つことによって自己肯定感を持つことにつながり、育っていくこと」です。



## 2. 計画の基本目標

「基本理念」の実現に向け、現況や課題、国の動向等を踏まえ、計画の数値目標と、それを達成するための基本目標を、以下のとおり設定します。

### □□ 数値目標 □□

評価指標		現状値 (平成 25 年度)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
市民意向調査による『子育てしやすいまちだと思う』の割合	就学前児童	73.2%	80.5%	85.0%
	小学生	70.4%	69.0%	74.0%

### 《基本目標 1》妊娠・出産・子育てまでの切れ目のないサポート体制の整備

子育てを包括的に支援するため、妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援や、更なる充実や、安心して子育てできるような環境の整備等に取り組みます。

### 《基本目標 2》地域との協働で行う子育て支援の充実

地域コミュニティの活性化を図り、「次世代（子どもたち）を地域全体で育てていく」ため、児童館を始め青少年問題協議会地区委員会等（保護者、学校関係者、市民、行政関係機関等）青少年育成に関わる団体と連携、問題・情報の共有化を図り、地域共同で行う子育て支援、環境の充実を図っていきます。

また、児童館の充実を図り、子どもたちの遊び場・居場所づくりに取り組みます。

### 《基本目標 3》配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

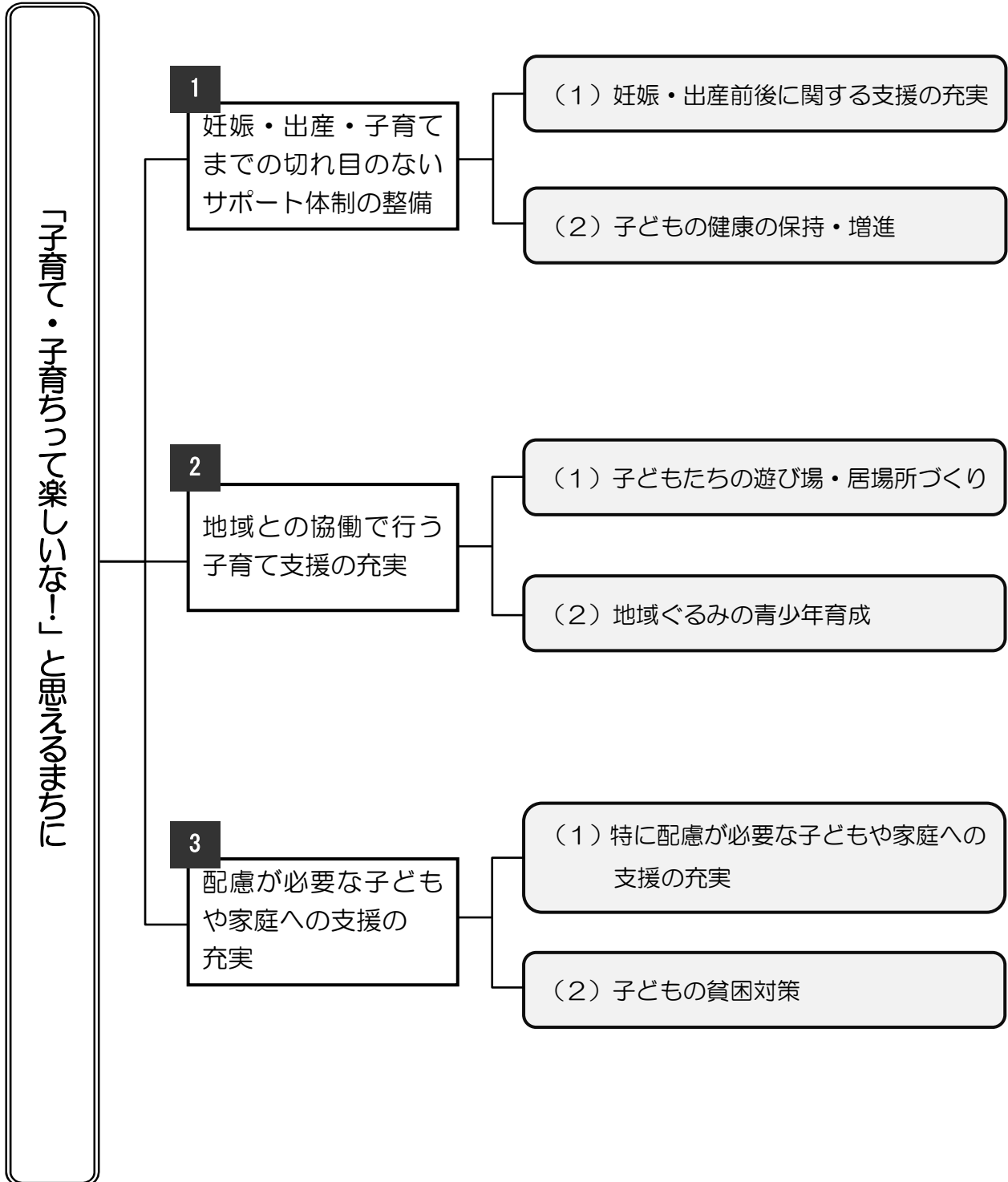
すべての子どもが健やかに育つことができる環境をつくっていくため、障害児家庭への支援、ひとり親家庭への支援等を行うとともに、子どもの貧困、引きこもり、不登校等への理解と対応や、児童虐待防止対策などを実施します。

### 3. 計画の展開（施策の体系）

基本理念

基本目標

基本施策



## 第4章 具体的な取り組み内容（行動計画）

### 1. 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のないサポート体制の整備

#### （1）妊娠・出産前後に関する支援の充実

##### 【現状と課題】

家族がみな健康で、安心できる環境の中で子どもを産み育てることができるよう、市は子育て支援策を充実させるとともに、妊産婦やその家族に寄り添い個々に合わせたきめ細かな支援を目指し、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援「スマイルベビーきよせ（清瀬市版ネウボラ）」を実施しています。また、妊娠を希望し特定不妊治療を希望する夫婦を対象に、治療費の負担軽減を図ることを目的に特定不妊治療医療費助成事業を実施しています。

全国的な少子化や核家族化、多様な婚姻の在り方等、子どもが育つ家庭を取り巻くさまざまな社会的環境の変化により、子どもに接する機会がないまま成長し、自分たちの出産後に初めて赤ちゃんに触れ、子育てに向き合う親が多くなっています。

また、転出入による住環境の変化や地域のつながりの希薄化から、身近に頼れる家族や相談できる相手がおらず、孤立感や不安感を抱えながら子育てをしている親も増えています。

さらに SNS やインターネットが普及している現代においてコミュニケーション方法が変化し、あふれる情報の中から適正な情報を選択していく判断能力をも問われる時代となっています。

清瀬市においてもその状況は同様であり、それぞれの家庭の特性を理解し、子育ての主体である家庭において、親が子どもの健やかな育ちをゆっくり受けとめられるよう、親の不安や心の状態に寄り添いながら、その時々で家族自らが適正な判断ができるよう支援していきます。

また、子育て支援団体等さまざまな社会資源と連携・協働しながら地域全体で子育て世代を支えていけるよう、引き続き、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に努めます。

#### 特定不妊治療医療費及び不育症治療費の助成事業

特定不妊治療医療費助成	人数(人)	件数(件)
平成 28 年度	24	37
平成 29 年度	29	40
平成 30 年度	34	52

不育症治療費助成	人数(人)	件数(件)
平成 28 年度	0	0
平成 29 年度	0	0
平成 30 年度	0	0

#### 妊娠届時の保健師面接

年度	妊娠届出数	保健師面接	面接率
平成 29 年度	458	438	95.6%
平成 30 年度	497	462	93.0%

妊婦転入届出数	保健師面接	面接率
63	60	95.2%
57	54	94.7%

### <施策の方向>

- ① 母子保健部門と子育て支援部門等が連携し、妊娠期から子育て期にわたり、きめ細やかな支援を切れ目なく行えるよう努めます（「子育て世代包括支援センター事業」の実施）。
- ② 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発や、妊婦・保護者への適切な情報発信を行うとともに、電話や面接・訪問での相談対応等を行います。
- ③ 出産前後の支援充実に努めます（産後ケア事業の実施を検討）。

### <<主な事業>>

事業名	担当課	事業の概要
特定不妊治療費・不育症治療費助成事業	健康推進課	東京都特定不妊治療費助成対象者に上乗せ助成。不育症治療・検査の費用の一部助成。
妊娠の届出・母子健康手帳の交付	健康推進課	妊娠の診断を受けた方の届出により母子健康手帳と妊婦健康診査受診票を渡す。
妊婦健康診査事業	健康推進課	超音波検査及び子宮頸がん検診など妊婦健康診査に係る補助金（最大14回）。
両親学級事業	健康推進課	講話や沐浴実習などを実施し、妊娠中の不安の解消、両親の育児支援、子育ての仲間づくりなどの実施。
妊婦・乳幼児歯科健診等事業	健康推進課	乳幼児や妊婦への歯科健診や予防処置、歯科保健の実施。
未熟児養育医療事業	健康推進課	未熟児の入院養育医療の給付や作業療法士や保育士等によるフォローグループの実施。
未熟児訪問指導事業	健康推進課	保健師や助産師が訪問し、小さく生まれた不安を軽減し安心して育児ができるよう支援する。
妊産婦訪問・こんにちは赤ちゃん事業	健康推進課	保健師や助産師が訪問し、産前産後の母の体調やストレスの相談、新生児の発育等に適切な助言、指導を行う。
定期予防接種	健康推進課	B C G接種など国が指定している12種類の予防接種の実施。
任意予防接種事業	健康推進課	インフルエンザ（第2子以降）や風しんの予防接種の実施。
保健師活動	健康推進課	家庭訪問、面接・電話相談、関係機関等による個別支援活動の実施。
妊産婦相談事業	健康推進課	妊産婦が抱えるさまざまな悩みに対し助産師等の専門職による相談支援。
一歳児子育て相談会	健康推進課	成長発達の著しい1歳の節目に保健師や栄養士等専門職が実施する集団での相談会。
ホームビジター	子ども家庭支援センター	研修を受けた先輩ママが家庭訪問し、育児や家事について傾聴・協働する支援。

事業名	担当課	事業の概要
ファミリー・サポート	子ども家庭支援センター	依頼会員、提供会員、両方会員による、預かりの支援を行う事業。
養育支援ヘルパー	子ども家庭支援センター	産前産後や母親の体調不良時等に家事・育児の軽減を図るため、ヘルパーを派遣する事業。
一時預かり・一時保育	子ども家庭支援センター	NPO法人による一時預かりの事業。市内3か所で実施。
赤ちゃんのチカラプロジェクト	指導課	市内全ての小中学校で児童生徒が各校を訪れる赤ちゃんを抱きあげその笑顔や泣き顔などに直接触れることで命の大切さを心と体で実感する事業を実施。

□□ 数値目標 □□

評価指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	備考
妊娠 12 週未満での妊娠の届出率	94.6%	96.5%	平成30年度事務報告書より
妊娠届時の保健師面接実施率	93.0%	96.5%	平成30年度事務報告書より

## (2) 子どもの健康の保持・増進

### 【現状と課題】

乳幼児期の生活習慣と愛着形成は、将来の心身の健康に大きな影響を与えると考えられています。

「母子保健」は、生涯を通じた健康の基礎となるものであり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのためには、妊産婦と乳幼児の心身の健康づくりを推進する「母子保健」が重要な役割を果たしています。

また、子どもの心の発達には、いちばん身近な親の心の状態と密接な関係があり、親自身が自らの可能性や人生の意義を再発見し、自己実現の達成感を持ちながら楽しく育児することにより、子どもの自己肯定感が育つと考えられています。

しかし母子保健を取り巻く社会情勢が大きく変化している現在、未婚、若年や高齢出産、低体重児、発達が気になる子ども等が増えているにもかかわらず、核家族化や地域のつながりの希薄化から身近に相談できる相手がおらず、妊娠期や育児期に孤独感や負担感を持つ方が増えており、行政だけでなく地域や医療機関等とも連携してサポートする体制づくりが必要となっています。

また、早期に子どもたちの基本的な生活習慣である「早起き・早寝・朝ごはん」や「歯みがき習慣」を身につけることは、とても重要です。子どもの生活リズムは親の影響を受けやすいため、生活習慣の大切さを引き続き伝えていく必要があります。子どもの頃

から「食」の大切さや、しっかり噛んで、楽しく食べることを実感できる「食育」が重要になります。その他アレルギー疾患や予防接種等についても、正しい知識を身につけていくことが求められています。

市が実施する乳幼児健康診査は、子どもの疾病の早期発見だけでなく、発育発達の確認、育児不安の軽減も目的としています。健康診査の結果などから、子どもの発達や健康上の問題を早期に発見し、適切な治療や対応等を行うとともに、保護者も健康づくりや生活習慣に対する知識を深め、子育て世帯が自主的に健康管理を行っていくことが大切です。

### <施策の方向>

- ①個別性の大きい乳幼児期の発達について、親が健康的な生活習慣の大切さに気づき、子どもの個性に合った発育・発達を促すような支援を行います。
- ②育児に関する悩みを持つ親を地域ぐるみで支えるために、市の関係各課や子育て支援団体等と積極的に連携・協働しながら子育て施策を推進します。
- ③アレルギー疾患のある子どもやその保護者が、正しい知識を持って適切な日常生活を送ることができるよう普及啓発を行うとともに、学校や保育園等における事故予防や緊急時に適切に対応できるような人材の育成に努めます。
- ④「食」の大切さについて親子に普及啓発します。

### <<主な事業>>

事業名	担当課	事業の概要
乳幼児健康診査、産婦健康診査	健康推進課	3～4 か月児、1歳6 か月児、3歳児について健康センターで身体計測・診察・歯みがき指導・栄養・保育・心理相談等を実施。3～4 か月児健診に併設して産婦に対して妊娠高血圧症候群や妊娠中の貧血の後遺症の早期発見も行う。
発達健康診査	健康推進課	乳幼児健診等の結果により発達の気になる児と保護者に対して小児神経専門医の診察・心理相談員の相談・作業療法士による指導を行う。
妊婦・乳幼児歯科健診等事業	健康推進課	乳幼児や妊婦への歯科健診や予防処置、歯科保健の実施。
離乳食教室等栄養事業	健康推進課	月齢に合わせた、離乳食の調理実演・講話・講習及び相談。
育児講座	健康推進課	子どもの発熱・嘔吐・下痢・アレルギー・事故等乳幼児の気になる症状と対応についての小児科医師の講話。



事業名	担当課	事業の概要
発達・心理フォローグループ	健康推進課	乳幼児健診や発達健診の結果、運動面や発達面・心理面で経過観察を要する児及び保護者に対して、理学療法士・音楽療法士等による指導や訓練、心理相談員等による相談を実施。
母親フォローグループ	健康推進課	ストレスを抱えている母親に対し心理相談員による集団療法の実施により育児ストレスの軽減を行う。
乳幼児救急講座	健康推進課	救急救命士・保健師等による乳幼児の事故防止と家庭救急法の知識と技術を学ぶ講座。
保健師活動	健康推進課	家庭訪問、面接・電話相談、関係機関等による個別支援活動の実施。
出張講座	健康推進課	保健師等専門職が地域に出向き自治会や市民のグループに健康教育を行う。
定期予防接種	健康推進課	B C G接種など国が指定している 12 種類の予防接種の実施。
各種個別相談	健康推進課	保健師等専門職が随時電話や窓口で子どもの発達や親子の心身の健康について助言・指導を行う。
任意予防接種	健康推進課	インフルエンザ（第2子以降）や風しんの予防接種の実施。

□□ 数値目標 □□

評価指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	備考
乳幼児健康診査受診率	96.6%	97.8%	3~4か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診 の平均受診率
母と子どもの健康に関する 情報提供や相談体制が充実 していると思う人の割合	34.6% (平成29年度)	40.0%	第15回清瀬市政世論調査 (平成29年7月実施)



## 2. 地域との協働で行う子育て支援の充実

### (1) 子どもたちの遊び場・居場所づくり

#### 【現状と課題】

本市では、小学生の安全・安心な「居場所」として「放課後子ども教室」の整備を進め、市内の9校の小学校全てで実施しています。

特に、平成17年度に開設された児童センター『ころぼっくる』は、市民からの評判も良く、連日大勢の利用者の方の来訪があります。児童館では、遊戯室や図書コーナー等の利用が多くなっています。乳幼児から中高生にとって安全・安心な居場所となっています。特に大きな中央児童館は、公園施設と一体になって活用されており、魅力的な施設として運営されています。

また、南口地域に子どもたちの安全・安心な居場所として児童館の要望があり、現在設置に向け市民や、子どもたちとのワークショップ等を通し、課題や希望などを提起してもらい、基本構想の策定に向け検討をしています。

#### <施策の方向>

- ①各地域の児童人口の状況や「放課後子ども教室」等の動向を考慮しつつ、事業を行っていきます。
- ②児童センター、各児童館の存在や事業、サービス内容について広報・周知に努めます。
- ③児童センター・下宿児童館・野塩児童館において「中高生タイム」を継続実施し、中高生の居場所となるように努めます。
- ④市民ニーズが高い清瀬駅南口地域児童館整備に向けて検討します。

#### 《主な事業》

事業名	担当課	事業の概要
放課後子ども教室推進事業	児童センター	宿題等の学習活動、スポーツや工作など文化・体験活動、地域の大人や異年齢の交流。
児童センター事業	児童センター	子育て支援の実施。地域の拠点性、多機能性を生かし、乳幼児から中高生の触れ合い体験や季節の事業等の実施。
清瀬駅南口地域児童館整備検討	企画課 児童センター	設置に向け市民や、子どもたちとのワークショップ等を通し、課題や希望などを提起してもらい、基本構想の策定に向け検討。
子ども食堂推進事業	子ども家庭支援センター	市内の子ども食堂に対し、安定した運営ができるよう補助を行う。

□□ 数値目標 □□

評価指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	備考
児童館の利用人数	中央児童館 103,656人 野塩児童館 7,160人 下宿児童館 8,982人	中央児童館 105,000人 野塩児童館 7,500人 下宿児童館 9,100人	開館時間 中央児童館：21時まで 野塩児童館：19時まで 下宿児童館：19時まで
野塩児童館まつり子ども参加人数	677人	710人	

**【新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画】**

放課後総合プランとは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型※を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進めるため、国が平成26年7月に策定したものです。

さらに、当該プランの進捗状況や施策の動向を踏まえ、放課後児童対策の取り組みをより一層推進させるため、平成30年9月に新・放課後子ども総合プランが策定されました。

この新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画として、清瀬市では、以下のとおり放課後児童クラブと放課後子ども教室における取り組みの方向性を定めます。

※一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の考え方：全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。



1. 放課後児童クラブ（学童クラブ）の状況（令和元年度）

学童クラブ名		学区域	定員
1	梅園第1学童クラブ	第六小学校	35人
2	梅園第2学童クラブ		35人
3	梅園第3学童クラブ		30人
4	清明小第1学童クラブ	清明小学校	35人
5	清明小第2学童クラブ		35人
6	四小学童クラブ	第四小学校	60人
7	八小第1学童クラブ	第八小学校	35人
8	八小第2学童クラブ		35人
9	竹丘第1学童クラブ	第七小学校	30人
10	竹丘第2学童クラブ		30人
11	芝山小第1学童クラブ	芝山小学校	40人
12	芝山小第2学童クラブ		35人
13	清瀬小第1学童クラブ	清瀬小学校	55人
14	清瀬小第2学童クラブ		35人
15	三小第1学童クラブ	第三小学校	35人
16	三小第2学童クラブ		35人
17	中清戸第1学童クラブ	第十小学校	35人
18	中清戸第2学童クラブ		35人
19	十小学童クラブ		40人
			705人

2. 放課後子ども教室の状況（令和元年度）

市内の全公立小学校9校で放課後子ども教室「まなべー」を実施しています。

小学校	実施日時	実施時間	登録者数 (平成30年度実績)
清瀬小学校	学期中の平日の放課後 ※給食のない日・お弁当 持参の日は休み ※夏休み・冬休み・春休 みは実施なし	午後1時30分から 午後4時30分まで ※5月・6月・7月は 午後1時30分から 午後5時まで	128人
芝山小学校			94人
第三小学校			64人
第四小学校			53人
第六小学校			108人
第七小学校			63人
第八小学校			101人
第十小学校			132人
清明小学校			101人
計			844人

### 3. 新・放課後総合プランに基づく行動計画

#### ①放課後児童クラブ（学童クラブ）の量の見込み

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成30年度 実績（申込数）		803人	1年生：282人 2年生：235人 3年生：178人 4年生：95人 5年生：10人 6年生：3人 【待機児童】133人 低学年：18人 高学年：115人			
平成31年度 実績（申込数）		752人	1年生：243人 2年生：266人 3年生：181人 4年生：53人 5年生：9人 6年生：0人 【待機児童】79人 低学年：37人 高学年：42人			
量の見込		756人	736人	745人	755人	746人
	1年生	275人	250人	277人	282人	261人
	2年生	232人	246人	220人	242人	244人
	3年生	183人	176人	186人	167人	183人
	4年生	57人	55人	53人	56人	50人
	5年生	6人	6人	6人	5人	6人
	6年生	3人	3人	3人	3人	2人
確保方策	提供量 （定員数）	725人	760人	760人	760人	760人
	実施箇所 （施設数）	19か所	20か所	20か所	20か所	20か所
過不足数		△ 31人	24人	15人	5人	14人
		不足	充足	充足	充足	充足



## ②放課後子ども教室（まなべー）の量の見込み

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成29年度実績		876人		対象児童数（1～6年生）：3,861人		
平成30年度実績		844人		対象児童数（1～6年生）：3,817人		
量の見込		854人	836人	828人	825人	815人
確保方策	提供量	854人	836人	828人	825人	815人
	実施箇所（施設数）	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
過不足数		0人	0人	0人	0人	0人
		充足	充足	充足	充足	充足

③放課後子ども教室は全公立小学校9校で実施しており、放課後児童クラブも学校内又は学校に隣接した施設で実施しています。放課後子ども教室の活動に放課後児童クラブの児童が参加する事例も見受けられることから、両事業の従事者が情報共有するなど引き続き連携を図っていきます。

④教育委員会と福祉部局が連携して、将来の児童数に対し小学校の余裕教室等の情報を共有して放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用を検討していきます。

⑤障がいのある児童の受け入れに関して、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に掲げられている基本理念に沿って、障がいのある児童も障がいのない児童も日々の生活や遊びを通して共に育ちあうことが大切であることから、障がいのある児童が安心して生活できる環境を整備するため、研修等を通じて受け入れ体制の充実を図ります。

## （2）地域ぐるみの青少年育成

### 【現状と課題】

次代を担う青少年が夢と希望を持ち、心豊かに成長することは、市民みんなの願いです。しかし、少子高齢化や核家族化・情報化等、社会の急激な変化の中で、青少年に関わるさまざまな問題が起きています。

児童館では青少年育成を目指し、ジュニアリーダーズクラブを立ち上げ、児童センター事業のスタッフや市内外の取材活動、また、サマーキャンプの実施を通し、活動で得られる達成感・自己肯定感、また、協調性や表現力が養われることにより、リーダーとしての意識が高まり、学校内でも委員などを率先して行っています。

近年、青少年をめぐる問題は複雑化・多様化しており、関係機関同士の協力と柔軟な対応が不可欠となります。特に思春期に特徴的な悩みについて、子どもたちが相談しや

すい体制と、地域全体で相談を受け止める環境が重要になっています。

本市では、青少年育成に関わる各委員会の連絡会議を開催し、特に中高生と大人との接点を探り、話し合う場づくりや交流へのアプローチを図りました。現在は各委員会の連絡会議については年に4回開催し、教育委員会の「健全育成委員会」と各委員会合同事業も開催しています。教育委員会の「健全育成委員会」と合同で、毎年講演会を開催しています。

#### <施策の方向>

- ① 青少年の健全育成のため、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を明確にし、これまで以上に連携を強めて、地域社会全体で取り組んでいきます。
- ② 「連絡会議」（「児童青少年連絡協議会」）においてテーマを決め、情報の共有を行うとともに、具体的な取り組みについて検討を進めます。

#### 《主な事業》

事業名	担当課	事業の概要
青少年問題協議会	児童センター	青少年の指導、育成、保護等の総合的施策の審議を行い、施策の実施のため関係機関相互の連絡調整を図る。
青少年問題協議会地区委員会	児童センター	青少年問題協議会で審議された施策を実施する5地区委員会。
児童青少年連絡協議会	児童センター	青少年に関係する諸機関の集合体で、各機関からの情報を共有、協議する。

#### □□ 数値目標 □□

評価指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	備考
地区委員会会議の実施	会議 年4回 全地区合同事業 年1回	会議 年4回 全地区合同事業 年1回	
児童青少年連絡協議会の実施	年2回	年2回	
ジュニアリーダーズクラブ 参加人数	24人	30人	小学生、中学生、高校生の合計参加人数

### 3. 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

#### (1) 特に配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

##### 【現状と課題】

近年、核家族化・世帯の小規模化（少人数化）、地域のきずなの希薄化などの変容等の中で、子育て家庭が孤立化しないような支援の重要性が増しています。

特に、ひとり親家庭や障害のある子どもを持つ家庭、外国人家庭、子どもの養育が困難な家庭等、配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実が必要となっています。

本市では、平成17年度に「子ども家庭支援センター」を開設し、児童虐待の予防と虐待案件への対応の中核を担っておりますが、配慮が必要な子どもや家庭への相談対応、サービスの調整・提供を行うとともに、「要保護児童対策地域協議会」により、関係機関同士の連携を図る取り組みを行っています。

##### <施策の方向>

- ①子育て家庭の保護者の孤立化を早期に防ぐために、妊娠期から支援できるよう健康推進課との連携を強化していきます。
- ②「要保護児童対策地域協議会」を活用し、子どもと関係するあらゆる機関と連携し、特に配慮が必要な子どもと家庭の早期発見・適切な支援ができるよう努めます。
- ③子ども家庭支援センターを新庁舎敷地内に移転することによりワンストップサービスを実施します。

##### 《主な事業》

事業名	担当課	事業の概要
母子保健事業 (ネウボラ事業)	健康推進課	妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する。
子ども家庭支援センター事業	子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、子育てサービスの調整と提供を行う。
要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援センター	協議会を通じ、配慮が必要な子どもと家庭の早期発見・適切な支援を行う。

##### □□ 数値目標 □□

評価指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	備考
相談件数	2,279件	2,674件	



## (2) 子どもの貧困対策

### 【現状と課題】

子どもの貧困の問題は、国において平成 25 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」を制定しましたが、その目的を「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進すること」としています。

本市でもこの趣旨に鑑み、同法の内容（子どもの貧困対策の適正な策定、子どもの貧困に関する調査・研究その他）を視野に入れながら、平成 30 年度に「子どもの生活実態調査」を行いました。調査結果を踏まえ子どもやその保護者の貧困対策と、子育て家庭への経済的支援等の取り組みを進めていくことが重要になります。

### <施策の方向>

- ①経済的支援と子育てサービスの普及・啓発のため市内で実施している、子育てサービスに使用できるクーポン券（「子育てクーポン事業」）と市内取り扱い店で商品を購入できる商品券の配布を継続実施し、より身近できめ細やかな事業の推進に努めます。
- ②市内の子ども食堂や子どもの居場所事業を運営する民間団体への支援を行うため、団体との定期的な連絡調整を行います。
- ③栄養バランスの崩れた家庭へのアプローチについて検討します。
- ④学習支援事業「まなぶる」に必要な子どもが参加できるよう、教育委員会等と連携するワーキングチームを立ち上げます。
- ⑤養育困難家庭の子どもが緊急時にも利用できるよう、ショートステイ事業の弾力的運用やトワイライトステイ事業について検討します。
- ⑥就学援助や、児童手当・児童扶養手当・児童育成手当といった経済的支援に関し、制度の充実や拡充を国や東京都に要望していきます。また、申請の漏れがないよう、広報・周知します。



《主な事業》

事業名	担当課	事業の概要
子育てクーポン事業	子ども家庭支援センター	子育て家庭への経済的な支援と、子育てサービスの普及・啓発のため、クーポンと商品券を配布する。
子ども食堂推進事業	子ども家庭支援センター	市内の子ども食堂に対し、安定した運営ができるよう補助を行う。
学習支援事業 (まなぶる)	生活福祉課	生活保護世帯等の子どもを対象に学習を支援する。
ショートステイ事業	子ども家庭支援センター	一時的に家庭での養育が困難になった子どもを宿泊・日帰りでの預かりを実施する。
児童手当	子育て支援課	家庭における生活の安定と児童の健全育成の向上に寄与するために、児童を養育している方へ手当を支給する。
児童扶養手当 児童育成手当	子育て支援課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するために、児童を養育している方へ手当を支給する。
保育園・幼稚園	子育て支援課	低所得世帯に対して給食費を助成する。
就学援助事業 (小・中学校)	教育総務課	低所得世帯に対して学用品費、給食費などを助成する。
ひとり親家庭等医療費助成 乳幼児医療費助成 義務教育就学児医療費助成	子育て支援課	子育て世帯の負担軽減のため子どもの医療費に対する助成を実施する。

□□ 数値目標 □□

評価指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	備考
子ども食堂の実施箇所	10か所	15か所	
学習支援事業「まなぶる」 の利用人数	3,199人 ※平成29年度実績	3,500人	
ショートステイ事業の利用	145件 349日	200件 400日	

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法及びそれに基づく国の「基本方針」では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の中で、地域の条件を総合的に勘案し、実情に応じた「区域」（以下、「教育・保育提供区域」といいます。）を設定することとしています。

「教育・保育提供区域」は、自治体にとって、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供するための基礎的な範囲になります。

清瀬市では、この「教育・保育提供区域」を、市全域で1区域として設定します。

市全域を1区域とすることで、今後の教育・保育に係る施設整備や各事業の提供にあたり、市全体で柔軟に対応するためです。

## 2. 量の見込みと確保方策

本計画では、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を算出するにあたり、国の手引きに準じ、将来児童数の推計、ニーズ量調査による利用希望、過年度の利用実績等を踏まえた上で、各事業の実施について必要とされる「量の見込み」を算出しました。

また、この「量の見込み」について、その提供体制の確保の内容を年度ごとに定めています。



## 「量の見込み」等を算出する項目

下記の事業について、教育・保育提供区域（清瀬市全域を1区域とする）における量の見込み（需要）と確保の内容（供給）、さらに不足する場合の確保方策を定めています。

### 【教育・保育の量の項目】

対象事業		認定区分	対象児童年齢	
1	●	教育標準時間認定（認定こども園、幼稚園） ＜専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭＞	→1号	3～5歳
		保育認定①（幼稚園、認定こども園） ＜共働きであるが教育の利用希望が強い家庭＞	→2号	3～5歳
		保育認定②（保育園）	→2号	3～5歳
		保育認定③（保育園＋地域型保育）	→3号	0歳
		保育認定④（保育園＋地域型保育）	→3号	1・2歳

### 【地域子ども・子育て支援事業の項目】

対象事業		対象児童年齢
1	● 利用者支援事業	0～5歳、 1～6年生
2	● 地域子育て支援拠点事業	0～2歳
3	妊婦健康診査	0歳
4	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
5	養育支援訪問事業	0～11歳
6	● 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	0～18歳
7	● ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	0～5歳、 1～6年生
8	● 一時預かり事業 ・ 幼稚園型 ・ 幼稚園型以外	3～5歳 0～5歳
9	● 時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳
10	● 病児保育事業	0～5歳、 1～6年生
11	● 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）	1～6年生

※ ●の項目は、全国共通で量の見込みを算出する項目です。

### 3. 清瀬市の将来児童数の推計

計画期間（令和2年度～令和6年度）における将来児童数の推計を行いました。

未就学児、就学児ともに緩やかに人口減少が進み、計画の最終年度である令和6年度には、0～5歳の未就学児人口は2,963人、6～11歳の就学児人口は3,573人と予測されます。

「量の見込み」は、この将来児童数を基礎的数値として算出しています。

実績（各年度4月1日現在の住民基本台帳人口）

（単位：人）

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	486	560	544	486	471
1歳	582	510	580	582	532
2歳	560	599	535	589	594
3歳	581	582	610	538	590
4歳	621	596	596	615	552
5歳	627	622	600	590	626
小計 未就学児	3,457	3,469	3,465	3,400	3,365
6歳	629	637	618	601	577
7歳	624	637	643	623	604
8歳	666	626	637	647	630
9歳	665	662	625	643	652
10歳	684	675	661	636	652
11歳	691	682	677	667	630
小計 就学児	3,959	3,919	3,861	3,817	3,745
合計	7,416	7,388	7,326	7,217	7,110

将来児童数の推計

（単位：人）

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	454	444	437	433	429
1歳	516	498	487	479	474
2歳	543	527	508	497	489
3歳	595	544	528	509	498
4歳	605	610	558	542	522
5歳	562	616	621	568	551
小計 未就学児	3,275	3,239	3,139	3,028	2,963
6歳	612	550	603	608	556
7歳	580	615	552	606	611
8歳	611	587	622	559	613
9歳	635	616	591	627	563
10歳	661	644	624	599	636
11歳	646	655	638	618	594
小計 就学児	3,745	3,667	3,630	3,617	3,573
合計	7,020	6,906	6,769	6,645	6,536

## 4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」と「確保方策」を定めます。

### （1）市内の教育・保育施設の現状

#### ① 幼稚園一覧（令和元年10月1日現在）

（単位：人）

	施設名	定員					預かり保育	
		満3歳	3歳	4歳	5歳	計		
私立	認定 こども園	清瀬ひかり幼稚園	0	32	36	36	104	実施
	未移行園	きよせ幼稚園	20	80	110	110	320	実施
		清瀬しらうめ幼稚園	15	85	90	90	280	実施
		清瀬たから幼稚園	15	105	125	105	350	実施
		清瀬富士見幼稚園	0	100	110	110	320	実施
		清瀬ゆりかご幼稚園	50	110	120	120	400	実施
		東星学園幼稚園	0	30	75	75	180	実施
計		100	542	666	646	1,954		

（※）認定こども園は、1号認定の定員数



②-1 保育園一覧（令和元年10月1日現在）

（単位：人）

	施設名	定員							
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
特定教育・保育施設	公立	第1保育園	6	10	12	20	25	25	98
		第3保育園	6	10	12	20	25	25	98
		第7保育園		10	12	15	15	15	67
		乳児保育園	12	10	12				34
	公設民営	駅前乳児保育園	9	10	12				31
	私立	清瀬上宮保育園	12	18	22	22	23	23	120
		のしお保育園	9	13	13	15	15	15	80
		中清戸保育園	9	10	12	16	16	17	80
		すみれ保育園	15	18	20	22	22	23	120
		すみれ保育園（分園）	3	11	12				26
		きよせ保育園	12	24	35	30	30	30	161
		きよせ保育園（分園）	3	10	10				23
		清瀬どろんこ保育園	6	12	12	20	20	20	90
		せせらぎ保育園	15	18	20	22	22	23	120
		のしお一丁目保育園	9	13	13	15	15	15	80
		メリーポピンズ清瀬ルーム	6	15	18				39
		中里どろんこ保育園	6	16	18	20	20	20	100
		小計 認可保育園		138	228	265	237	248	251
	認定こども園（私立）	認定こども園ひかり				10	10	10	30
	小計 認定こども園		0	0	0	10	10	10	30
特定地域型保育事業	小規模保育所（私立）	ピッコロルーム	3	4	4				11
		ゆりかごファーストスクール		8	10				18
		ちゃいるど保育園		8	10				18
		あいあいちびっこルーム		6	6				12
		ちあふるガーデン	3	5	6				14
	小計 小規模保育所		6	31	36	0	0	0	73
	事業所内保育（私立）	なかよし保育園	3	3	3				9
小計 事業所内保育		3	3	3	0	0	0	9	
計		147	262	304	247	258	261	1,479	

②-2 保育園施設数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
公立	6	6	6	5	5
私立	10	12	12	16	16
計	16	18	18	21	21

※分園を有する施設は、本園1園のみでカウントしています。

②-3 保育園定員数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	132	138	141	144	144
1歳	207	222	234	257	257
2歳	241	259	273	298	298
3歳	243	253	247	247	247
4歳	254	264	258	258	258
5歳	257	267	261	261	261
計	1,334	1,403	1,414	1,465	1,465

②-4 待機児童数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1	13	2	2	1
1歳	38	11	25	33	8
2歳	4	19	2	4	14
3歳	1	0	4	5	4
4歳	1	1	0	0	1
5歳	0	0	0	0	0
計	45	44	33	44	28



③-1 認証保育所一覧（令和元年10月1日現在）

（単位：人）

	施設名	定員						計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
東京都認証保育所	清瀬プチ・クレイシュ	3	9	11	7	9	39	

③-2 認証保育所の入所状況（各年度4月1日現在、市内在住者）

（単位：人）

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	4	0	2	1	2
1歳	13	3	5	11	1
2歳	7	9	4	4	11
3歳	7	3	6	2	5
4歳～5歳	5	12	7	7	7
計	36	27	24	25	26

④ 企業主導型保育施設一覧（令和元年10月1日現在）

施設名	地域枠
保育室 あおいとり	あり
救世軍きよせ保育園	あり

## (2) 量の見込みと確保方策

各認定区分に応じて、次のとおり定めます。

### ① 1号認定（3歳以上で教育希望）の量の見込みと確保方策

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成30年度 利用者（5月1日現在）			699人			※令和元年10月現在の長時間預かり保育推計264人を除く	
平成31年度 利用者（5月1日現在）			698人				
量の見込			723人	728人	692人	641人	613人
確保方策	特定・教育保育施設	認定こども園、幼稚園	104人	104人	104人	104人	104人
	確認を受けない幼稚園（未移行園）	上記以外の幼稚園	1,850人	1,850人	1,850人	1,850人	1,850人
	確保方策の合計		1,954人	1,954人	1,954人	1,954人	1,954人
過不足数			1,231人	1,226人	1,262人	1,313人	1,341人
			充足	充足	充足	充足	充足

### 〈今後の方向性〉

市内には7園の私立幼稚園があり、うち1園は平成28年度から幼稚園型認定こども園に移行しています。

幼稚園では近隣市まで送迎バスを運行するなど、広域的に園児を受け入れています。

現状において十分な提供量を確保していますが、令和元年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化」により、今後幼稚園を希望するニーズが高まることが想定されるため、引き続き確保提供数を維持していきます。

また、「幼児教育・保育の無償化」の実施にあたって、市内の幼稚園と連携し、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、法定代理受領による給付を実施します。

② 2号認定（3歳以上で保育が必要な者のうち、教育の利用希望が強い者）  
の量の見込みと確保方策

			令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
平成30年度 推計（4月1日現在）			286人 （令和元年10月現在の長時間預かり保育推計264人を含む）				
平成31年度 推計（4月1日現在）			297人 （令和元年10月現在の長時間預かり保育推計264人を含む）				
量の見込			294人	294人	294人	294人	294人
確保 方 策	特定・教育保育施設	認定こども園、幼稚園	30人	30人	30人	30人	30人
	幼稚園預かり保育	幼稚園における 長時間・通年の預 かり保育	264人	264人	264人	264人	264人
	確保方策の合計		294人	294人	294人	294人	294人
過不足数			0人	0人	0人	0人	0人
			充足	充足	充足	充足	充足

〈今後の方向性〉

保育を必要としながらも、教育（幼稚園）を希望される方については、市内1園の幼稚園型認定こども園のほか、市内私立幼稚園全園で実施している預かり保育\*により、十分な提供量を確保しています。

令和元年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化」により、今後幼稚園を希望するニーズが高まることが想定されますが、引き続き確保提供数を維持していきます。

※ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）、私学助成（預かり保育推進事業）による預かり保育

③ 2号認定（3歳以上で保育が必要な者のうち、保育園希望）の量の見込みと確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成30年度 推計（4月1日現在）		722人 （2号認定者数744人のうち、保育園希望）				
平成31年度 推計（4月1日現在）		756人 （2号認定者数789人のうち、保育園希望）				
量の見込		745人	748人	721人	648人	664人
確保方策	特定・教育保育施設 保育園	736人	736人	736人	736人	736人
	認可外保育施設 東京都認証 保育所	16人	16人	16人	16人	16人
	企業主導型保育施設 の地域枠	—	—	—	—	—
	確保方策の合計	752人	752人	752人	752人	752人
過不足数		7人	4人	31人	68人	88人
		充足	充足	充足	充足	充足

〈今後の方向性〉

将来児童数の推計等から算出した量の見込みに対し、十分な定員数を確保しています。

3号認定（0～2歳児）に対応した地域型保育事業を、平成28年度～平成31年度で市内に6園開設したことにより、3歳児以降の接続先としてのニーズが増えている状況にありますが、引き続き定員数を確保していきます。



#### ④ 3号認定（0歳で保育が必要）の量の見込みと確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成30年度 認定者数（4月1日現在）		120人				
平成31年度 認定者数（4月1日現在）		116人				
量の見込		112人	109人	108人	107人	106人
確保方策	特定・教育保育施設 保育園	138人	138人	138人	138人	138人
	特定地域型保育事業 小規模保育、 事業所内保育	9人	9人	9人	9人	9人
	認可外保育施設 東京都認証 保育所	3人	3人	3人	3人	3人
	企業主導型保育施設 の地域枠 企業主導型 保育施設	—	—	—	—	—
	確保方策の合計	150人	150人	150人	150人	150人
過不足数		38人	41人	42人	43人	44人
		充足	充足	充足	充足	充足

#### 〈今後の方向性〉

市では、これまで、3号認定（0～2歳児）に対応した地域型保育事業の開設により、0歳の定員増を図りました。

令和3年度末で、清瀬市立乳児保育園（0歳児定員：12名）の廃園を予定していますが、令和4年度に私立の認可保育園（0歳児定員：12名を予定）を開設することにより、引き続き定員数を確保します。



⑤ 3号認定（1・2歳で保育が必要）の量の見込みと確保方策

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成30年度 認定者数（4月1日現在）			594人				
平成31年度 認定者数（4月1日現在）			600人				
量の見込			575人	567人	560人	559人	561人
確保方策	特定・教育保育施設	保育園	493人	493人	501人	501人	501人
	特定地域型保育事業	小規模保育、 事業所内保育	73人	73人	73人	73人	73人
	認可外保育施設	東京都認証 保育所	20人	20人	20人	20人	20人
	企業主導型保育施設 の地域枠	企業主導型 保育施設	—	—	—	—	—
	確保方策の合計		586人	586人	594人	594人	594人
過不足数			11人	19人	34人	35人	33人
			充足	充足	充足	充足	充足

〈今後の方向性〉

1・2歳の待機児童数が多い状況を踏まえ、市では、これまで主に、3号認定（0～2歳児）に対応した地域型保育事業の開設により、1・2歳の定員増を図りました。

将来児童数の推計等から算出した量の見込みに対しては、十分な定員数を確保していますが、今後の社会状況等も勘案し、引き続き1・2歳の定員数の確保に努める必要があります。

令和3年度末で、清瀬市立乳児保育園（1歳児定員：10名、2歳児定員：12名）の廃園を予定していますが、令和4年度に私立の認可保育園（1歳児定員：15名、2歳児定員：15名を予定）を開設することにより、定員数の増加を図ります。

## 5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

#### 《事業の概要》

幼稚園・保育園での教育・保育や、地域の子ども・子育て支援について、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関との連携調整等を行う事業です。

#### 〈清瀬市の現状〉

- 子育て支援課及び子ども家庭支援センターにおいて、子育てに関わる情報提供や、子育てに関する相談を実施しています。
- 健康推進課において、妊娠期から出産・子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う「スマイルベビーきよせ」事業を実施しています。

#### 〈量の見込みと確保方策〉

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成29年度実績		3か所				
平成30年度実績		3か所				
量の見込		3か所				
確保方策	提供量	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	実施箇所	子育て支援課、子ども家庭支援センター、健康推進課				
過不足数		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
		充足	充足	充足	充足	充足

#### 〈今後の方向性〉

今後も引き続き、子育て支援課、子ども家庭支援センター、健康推進課に担当職員を配置し、現在ある業務を実施していくとともに、さまざまな事業、地域資源を紹介、利用調整が行える体制を構築していきます。

また、多くの方にご利用いただけるよう、リーフレットやその他の広告媒体を活用し、事業の周知を図ります。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### 《事業の概要》

主に0歳からの子どもとその親が集い、交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などを行う事業です。

### 〈清瀬市の現状〉

- 地域市民センター等を活用した「つどいの広場」事業を市内5か所で実施しています。
- 全ての市立保育園で「子育てひろば」事業を実施しています。
- 私立保育園1園で常時開催の「子育てひろば」事業を実施しています。

### 〈量の見込みと確保方策〉

(単位：延べ利用人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成29年度実績		83,787人				
平成30年度実績		74,868人				
量の見込		72,116人	71,323人	69,121人	66,677人	65,245人
確保方策	提供量	72,116人	71,323人	69,121人	66,677人	65,245人
	実施箇所	地域市民センター等「つどいの広場」、市立保育園「子育てひろば」、私立保育園「子育てひろば」				
過不足数		0人	0人	0人	0人	0人
		充足	充足	充足	充足	充足

### 〈確保方策〉

現状でニーズ量を十分に確保できているため、今後も引き続き、現在ある事業を実施していきます。

また、利用者のニーズを踏まえた環境づくりに取り組んでいきます。



### (3) 妊婦健康診査

#### 《事業の概要》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 〈清瀬市の現状〉

- 妊娠届出時に都内で使用できる受診票 14 回分を交付し、指定医療機関における妊婦健康診査に係る費用の一部を助成しています。
- 都外医療機関及び助産所において自費で妊婦健診を受けた方も申請により助成対象としています。

#### 〈量の見込みと確保方策〉

(単位：上段/妊娠届出数 下段( )内/延べ受診回数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成29年度実績		458人 (5,786回)				
平成30年度実績		497人 (5,033回)				
量の見込		466人 (4,723回)	458人 (4,633回)	452人 (4,575回)	448人 (4,533回)	443人 (4,486回)
確保方策	提供量	466人 (4,723回)	458人 (4,633回)	452人 (4,575回)	448人 (4,533回)	443人 (4,486回)
	実施場所	委託契約医療機関				
	検査項目	診察、体重測定、尿検査、貧血検査、血圧測定、HBs抗原検査、HIV抗体検査、超音波検査、子宮頸がん検診など				
過不足数		0人 (0回)	0人 (0回)	0人 (0回)	0人 (0回)	0人 (0回)
		充足	充足	充足	充足	充足

#### 〈今後の方向性〉

妊婦全員に妊婦健診を受診していただくよう、妊婦健診の重要性と妊娠届の早期提出の必要性を啓発していきます。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### 《事業の概要》

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、必要なサービスにつなげる事業です。

### 〈清瀬市の現状〉

○専門職（保健師、助産師、看護師）、母子保健推進員が家庭訪問を行い、母子の健康状況の把握、新生児の発育及び栄養状態、生活環境、疾病予防など育児上の相談・助言を行い、出産間もない母の不安を取り除くとともに、要支援家庭の早期把握に努めています。

### 〈量の見込みと確保方策〉

(単位：実人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成29年度実績		572人				
平成30年度実績		472人				
量の見込		441人	431人	424人	421人	417人
確保方策	提供量	441人	431人	424人	421人	417人
	実施機関	健康推進課				
	実施体制	専門職（保健師、助産師、看護師）、母子保健推進員				
過不足数		0人	0人	0人	0人	0人
		充足	充足	充足	充足	充足

### 〈今後の方向性〉

子育てしていく保護者が安心して子育てができるよう、必要な支援や助言を行うために、乳児家庭全戸を訪問することを目標とし、事業を継続していきます。

## (5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク支援事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

### ①養育支援訪問事業

#### 《事業の概要》

さまざまな原因により、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

#### 〈清瀬市の現状〉

- 保護者が若年であったり、産後うつの家庭に、家事や育児を行う育児支援ヘルパーを派遣しています。
- さらに支援が必要な家庭には、子ども家庭支援センターの専門相談員や健康推進課の保健師が訪問し支援を行っています。

#### 〈量の見込みと確保方策〉

（単位：訪問回数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成29年度実績		874回				
平成30年度実績		910回				
量の見込		885回	871回	854回	838回	824回
確保方策	提供量	885回	871回	854回	838回	824回
	実施機関	子ども家庭支援センター				
	実施体制	専門職（相談員、保健師）、委託先育児支援ヘルパー				
過不足数		0回	0回	0回	0回	0回
		充足	充足	充足	充足	充足

#### 〈今後の方向性〉

支援が必要と判断された家庭に対して、速やかに関係機関と連携して訪問し、相談・指導等の支援を実施します。

## ②子どもを守る地域ネットワーク事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

### 《事業の概要》

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

### 〈清瀬市の現状〉

- 要保護児童対策地域協議会において、関係機関間での情報共有を行い、連携強化を図っています。
- 研修参加により、担当職員のスキルアップを図っています。

### 〈量の見込みと確保方策〉

量の見込みを設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

### 〈今後の方向性〉

引き続き現在ある事業を実施し、関係機関との連携強化や児童虐待への対応及び未然防止を図ります。

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

### 《事業の概要》

#### 【ショートステイ】

保護者が病気、入院、出産、出張、冠婚葬祭などの理由により家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設などにおいて児童を一時的に預かる事業です。

#### 【トワイライトステイ】

保護者が残業などで帰宅が夜間に及ぶときなど、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設などにおいて夜間まで児童を一時的に預かる事業です。

### 〈清瀬市の現状〉

- 児童養護施設に委託しショートステイ事業を実施しています。
- トワイライトステイ事業は実施していません。

### 〈量の見込みと確保方策〉

ショートステイ事業

(単位: 延べ利用日数(人日))

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成29年度実績		342人日				
平成30年度実績		349人日				
量の見込		339人日	334人日	327人日	321人日	316人日
確保方策	提供量	700人日	700人日	700人日	700人日	700人日
	実施箇所	1施設(定員2名×365日)				
過不足数		361人日	366人日	373人日	379人日	384人日
		充足	充足	充足	充足	充足

### 〈今後の方向性〉

ショートステイ事業については、現状において十分な提供量を確保しています。また、主な利用理由が「保護者の疾病・入院」「保護者の育児疲れ」となっており、他のサービスでは代替が困難な事業であるため今後も事業を維持していきます。

トワイライトステイ事業については、実施場所や運営体制等の課題により、事業を実施するに至っておらず、現在は夜間のニーズについてはファミリー・サポート・センター事業で対応しています。今後、保護者のニーズに応じ、規模・内容を含め検討していきます。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

### 《事業の概要》

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

### 〈清瀬市の現状〉

○提供会員の活動をNPO法人に委託し、依頼会員との連絡・調整作業を行っています。

### 〈量の見込みと確保方策〉

(単位：延べ利用日数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成29年度実績	3,056人	【会員数】依頼会員：1,868人 提供会員：208人 両方会員：50人 計：2,126人			
平成30年度実績	3,674人	【会員数】依頼会員：1,953人 提供会員：228人 両方会員：53人 計：2,234人			
量の見込	3,574人	3,516人	3,446人	3,383人	3,327人
確保方策	3,574人	3,516人	3,446人	3,383人	3,327人
過不足数	0人	0人	0人	0人	0人
	充足	充足	充足	充足	充足

### 〈今後の方向性〉

現状において十分な提供量を確保していますが、依頼会員数が増加していること、また、多様化するニーズに対応していくため、多くの提供会員を確保する必要があります。

事業の周知や、依頼会員への提供会員登録への働きかけなどを行い、引き続き十分な提供量を確保できるよう努めます。

## (8) 一時預かり事業

### ①幼稚園型

#### 《事業の概要》

幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき、午後2時までを標準的な教育時間として運営していますが、保護者ニーズに応えるため、標準的な教育時間を超えて、子どもを一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

#### 〈清瀬市の現状〉

○市内の私立幼稚園は、全園で預かり保育(一時保育と定期利用)を実施しています。

#### 〈量の見込みと確保方策〉

(単位：延べ利用人数(市内幼稚園))

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成29年度実績		44,695人				
平成30年度実績		47,837人				
量の見込	1号認定による利用	20,758人	20,978人	20,209人	19,234人	18,636人
	2号認定(教育の利用希望が強い者)による利用	27,600人	27,600人	26,640人	25,200人	24,480人
	計	48,358人	48,578人	46,849人	44,434人	43,116人
確保方策	提供量	48,358人	48,578人	46,849人	44,434人	43,116人
	実施箇所	市内幼稚園全園(7園) 一時預かり事業(幼稚園型I)又は 私学助成(預かり保育推進事業)による預かり保育				
過不足数		0人	0人	0人	0人	0人
		充足	充足	充足	充足	充足

#### 〈今後の方向性〉

「幼児教育・保育の無償化」により、幼稚園を希望するニーズが高まることが想定されるなど、今後も幼稚園での預かり保育のニーズは高いものと見込まれます。

市内幼稚園と連携を取り、引き続き全園で預かり保育を実施し、ニーズに対する提供量を確保していきます。

## ②幼稚園型以外

### 《事業の概要》

在宅で保育をしている保護者が、一時的に保育ができなくなった場合のニーズに応えるため、認可保育園その他の場所で、子どもを一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

### 〈清瀬市の現状〉

- 市立保育園全園で一時預かりを実施しています。
- 私立保育園4園で一時預かりを実施しています。
- NPO法人が実施する施設（3か所）で一時預かりを実施しています。

### 〈量の見込みと確保方策〉

(単位：延べ利用人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成29年度実績		9,619人				
平成30年度実績		8,721人				
量の見込		8,400人	8,308人	8,052人	7,767人	7,600人
確保方策	提供量	8,400人	8,308人	8,052人	7,767人	7,600人
	実施箇所	市立保育園、私立保育園(4園)、NPO法人(3施設)				
過不足数		0人	0人	0人	0人	0人
		充足	充足	充足	充足	充足

### 〈今後の方向性〉

今後も一時預かりに対するニーズは高いものと見込まれるため、引き続き事業を維持し、十分な提供量を確保していきます。



## (9) 延長保育事業（時間外保育）

### 《事業の概要》

保育園在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

### 〈清瀬市の現状〉

○市内の全認可保育所において18時から19時までの延長保育を実施しています。  
また、施設によっては、19時以降も延長保育を実施しています。

### 〈量の見込みと確保方策〉

(単位：実人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成29年度実績		261人				
平成30年度実績		274人				
量の見込		264人	261人	253人	244人	239人
確保方策	提供量	1,479人	1,479人	1,487人	1,487人	1,487人
	実施箇所	認可保育所全園				
過不足数		1,215人	1,218人	1,234人	1,243人	1,248人
		充足	充足	充足	充足	充足

### 〈今後の方向性〉

引き続き市内の全認可保育所で延長保育を実施し、提供量を確保していきます。

また、アンケート結果では19時以降の利用希望は少ないものの、一定のニーズがあることを踏まえて、今後も利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

## (10) 病児・病後児保育事業等

### 《事業の概要》

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、保育士、看護師等が一時的に保育する事業です。

### 〈清瀬市の現状〉

- 病児保育施設及び病後児保育施設を各1施設開設しています。
- ファミリー・サポート・センター事業による訪問型の病児・病後児保育を行っています。

### 〈量の見込みと確保方策〉

(単位：延べ利用人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成29年度実績		361人日		【内訳】病児保育施設：275人 病後児保育施設：5人 訪問型：81人		
平成30年度実績		336人日		【内訳】病児保育施設：271人 病後児保育施設：8人 訪問型：57人		
量の見込		325人日	319人日	313人日	308人日	301人日
確保方策	病児・病後児保育施設	2,011人日	2,011人日	2,011人日	2,011人日	2,011人日
		病児保育室1施設(定員3人×開所日数345日) 病後児保育室1施設(定員4人×開所日数244日)				
	ファミリー・サポート・センター事業(訪問型)	57人日	57人日	57人日	57人日	57人日
	計	2,068人日	2,068人日	2,068人日	2,068人日	2,068人日
過不足数		1,743人日	1,749人日	1,755人日	1,760人日	1,767人日
		充足	充足	充足	充足	充足

### 〈今後の方向性〉

利用実績等を踏まえて算出した量の見込みは、現状の定員数で確保できるため、引き続き現在の事業を維持していきます。

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 《事業の概要》

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

### 〈清瀬市の現状〉

- 各小学校区に市立の学童クラブを 10 か所設置しています。
- 小学校全学年を対象に実施しています。  
(4年生～6年生の高学年は平成 30 年度から実施しています。)

### 〈量の見込みと確保方策〉

(単位：実人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成30年度実績(申込数)		803人	1年生：282人 2年生：235人 3年生：178人 4年生：95人 5年生：10人 6年生：3人 【待機児童】133人 低学年：18人 高学年：115人			
平成31年度実績(申込数)		752人	1年生：243人 2年生：266人 3年生：181人 4年生：53人 5年生：9人 6年生：0人 【待機児童】79人 低学年：37人 高学年：42人			
量の見込		756人	736人	745人	755人	746人
	1年生	275人	250人	277人	282人	261人
	2年生	232人	246人	220人	242人	244人
	3年生	183人	176人	186人	167人	183人
	4年生	57人	55人	53人	56人	50人
	5年生	6人	6人	6人	5人	6人
	6年生	3人	3人	3人	3人	2人
確保方策	提供量(定員数)	725人	760人	760人	760人	760人
	実施箇所(施設数)	19か所	20か所	20か所	20か所	20か所
過不足数		△ 31人	24人	15人	5人	14人
		不足	充足	充足	充足	充足

## 〈今後の方向性〉

平成 30 年度から高学年（4 年生～6 年生）の受け入れを開始しましたが、現在の事業規模では今後も待機児童が解消されない見込みのため、新規の施設整備を行い、定員数の拡大を図ります。

施設整備が完了するまでの期間は、優先度の高い低学年（1 年生～3 年生）及び障がい児の受け入れを確保し、待機児童を出さないよう取り組んでいきます。高学年（4 年生～6 年生）の児童については、空き定員のある学童クラブでの受け入れを実施するとともに、放課後子ども教室（まなべー）や児童館など、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業との連携を強化していきます。



## (12) 実費徴収に係る補足給付事業

### 《事業の概要》

保護者の世帯所得等の状況を勘案して、市が定める基準に従って、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 〈清瀬市の現状〉

○私学助成による幼稚園在園児を対象に食材料費の補足給付を実施しています。

対象	給付内容
市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯または第 3 子の児童	主食費（市単独事業）：月額上限 3,000 円 副食費（国事業）：月額上限 4,500 円

### 〈量の見込みと確保方策〉

量の見込みを設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

### 〈今後の方向性〉

引き続き現在の事業を実施していきます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 《事業の概要》

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 〈清瀬市の現状〉

○市内には、私立の幼稚園、保育園、認可外保育施設が数多く設置されており、各事業者の特色に基づいた教育・保育が提供されています。

### 〈量の見込みと確保方策〉

量の見込みを設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

### 〈今後の方向性〉

引き続き、新規の施設が開設される際には、円滑に事業が実施できるよう、必要な支援を行っていきます。

## 6. 幼児教育・保育等の質の確保・向上

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭、保育士など、子どもの育ちを支援する者の処遇改善、また各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障し、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するため、子ども・子育て支援を担う人材の質の確保・向上に努めます。

### ■研修の充実

- ・保育士等の資質向上に向けた研修を実施します。  
(各職階・役割に応じた研修、公私・施設類型を超えた合同研修、  
障害児保育・食育・アレルギー対応等の分野別研修など)
- ・事業者が行う研修を支援します。
- ・学童クラブ指導員の放課後児童支援員認定資格研修を支援します。

## 第6章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進

#### (1) 行政の推進体制

計画の推進にあたっては、「子ども家庭部」を中核とし、関係機関と連携して、円滑な推進・運営のための情報交換等を行っていきます。

#### (2) 効果的な事業実施

国や東京都の制度について情報収集に努めるとともに、多様な子育て支援施策を推進するため、事業運営の効率化等による財源の確保とサービスごとの行政コスト・負担の適正化につき検討を進め、効率的な事業実施を図ります。

保育・教育事業については、市民ニーズに応じていくため、必要なサービス量の確保・拡大と質の向上の実現を目指していきます。

#### (3) 計画の周知の徹底

市は、ホームページ、本計画の計画書の概要版冊子等を活用して、市民や関係機関への本計画の周知徹底を図ります。

## 2. 計画の進行管理

### (1) 庁内における進行管理

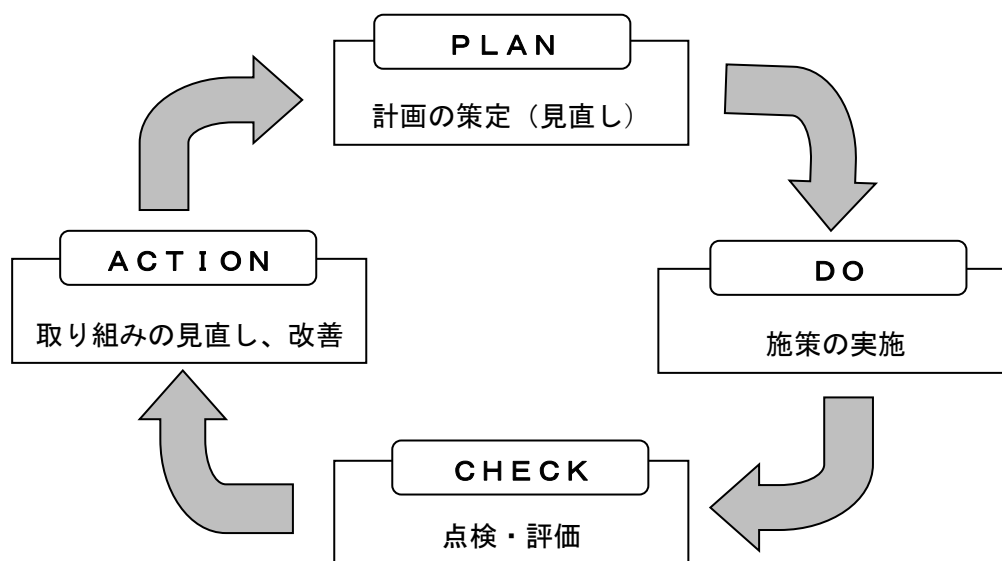
計画の適正な進行管理を進めるため、庁内関係各課等において施策の進捗状況について把握するとともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

### (2) 点検・評価等

本計画は、利用者中心の支援でなければその効果を発揮できないため、利用者・支援者の声が反映されるよう、「清瀬市子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル」による「継続的改善、進化・発展」の考え方を基本として、計画の進捗状況や数値目標の達成状況等の点検・評価等を行います。

### (3) 進行管理の考え方

施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じた改善を図るため、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。



## 3. 地域等との連携

本計画を推進していくため、市内関係機関と連携を図り、横断的な施策に取り組むとともに、保育園、幼稚園、NPO法人など子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら施策の取り組みを広げていきます。





# 資料編



## 清瀬市子ども・子育て会議設置条例

平成25年6月28日条例第24号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、清瀬市は、清瀬市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 法第77条第1項各号に掲げる処理又は調査及び審議（以下「調査等」という。）に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援事業に関する市長の諮問に調査等すること。

(組織等)

第3条 子育て会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者から市長が任命する。

(1) 子ども・子育て支援に関して学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 一般公募による市民

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第5条 子育て会議に特別の事項を調査等させる必要があると認めるときは、臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

2 臨時委員は、必要に応じて市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、特別な事項の調査等の期間とする。

(委員長)

第6条 子育て会議に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、子育て会議を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が会議を招集する。

2 子育て会議の会議は、委員及び臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、会議に出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第8条 委員長は、子育て会議の会議に必要があると認めたときは、議事の調査等に必要な者又は関係者（以下「関係者等」という。）の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者等から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 清瀬市子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	役 職（所属団体等）	委員区分	委員会
内 田 宏 明	日本社会事業大学	学 識 経 験 者	委員長
内 野 光 裕	清瀬市私立幼稚園協会 清瀬ゆりかご幼稚園	子ども・子育て支援 に関する事業に従 事する者	委 員
白 石 珠 子	清瀬市私立保育園園長会 のしお保育園		
五 條 尚 子	清瀬市公立保育園 清瀬市立第7保育園		
小 俣 みどり	特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピッコロ		
吉 松 治 任	特定非営利活動法人 ウイズアイ		
岩 澤 寿美子	清瀬市子どもの発達支援・交流センター	その他市長が必要 と認める者	
兵 頭 扶美枝	清瀬市教育委員		
永 井 厚 子	清瀬市民生委員・児童委員	市 民 代 表	
堀 川 由 佳	一般公募		
和 地 恵	一般公募		
中 村 清 治	一般公募		

(敬称略)

任期 令和元年8月1日～令和3年7月31日(2年間)

## 策定経過

### 清瀬市子ども・子育て会議

年月日	項目	主な内容
令和元年 9月9日	令和元年度 第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て会議の役割について</li> <li>ニーズ量調査から見る清瀬市の特徴について</li> <li>子どもの生活実態調査について</li> </ul>
10月2日	第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>清瀬市子ども・子育て支援総合計画（案）について</li> </ul>
10月31日	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>清瀬市子ども・子育て支援総合計画（案）について</li> </ul>
令和2年 2月3日	第5回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの結果について</li> <li>清瀬市子ども・子育て支援総合計画（案）について</li> </ul>

### パブリックコメント

年月日	項目	主な内容
令和元年 12月23日 令和2年 ～1月16日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>清瀬市子ども・子育て支援総合計画（素案）に対する市民意見募集の実施</li> </ul>

### 市民意向調査

年月日	項目	主な内容
平成30年 9月下旬 ～10月下旬	市民意向調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども・子育て支援事業計画」策定に伴う幼児期の学校教育、保育、学童クラブ、子育て支援事業等の「利用状況」「利用希望」を把握するための就学前児童調査及び小学生児童調査</li> </ul>



## 清瀬市子ども・子育て支援総合計画

令和2年3月

発行 清瀬市  
企画 清瀬市子ども家庭部子育て支援課・児童センター  
・子ども家庭支援センター・健康福祉部健康推進課  
編集 清瀬市子ども家庭部子育て支援課  
〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地  
TEL. 042-492-5111(代表)